

平成28年12月

篠栗町議会第4回定例会
会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：12月8日(木)～16日(金) 9日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	12	8	木	本会議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託
第2日	12	9	金	考 案 日		
第3日	12	10	土	休 会		閉 庁
第4日	12	11	日	休 会		閉 庁
第5日	12	12	月	本 会 議	午前10時	・一般質問
第6日	12	13	火	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	12	14	水	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第8日	12	15	木	予 備 日		
第9日	12	16	金	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

平成28年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成28年12月8日(木) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 2番 , 3番

第2, 会期の決定の件

第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第4, 議案の委員会付託について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
63	篠栗町農業委員会の委員及び篠栗町農地利用最適化推進委員 定数条例の制定について	総務建設 常任委員会
64	篠栗町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	総務建設 常任委員会
65	篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
66	篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ いて	文教厚生 常任委員会
67	篠栗町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
68	北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組 合規約の一部変更に関する協議について	総務建設 常任委員会
69	平成28年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会
70	平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)に ついて	予算 特別委員会
71	平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第 3号)について	予算 特別委員会
72	平成28年度篠栗町水道事業会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会

平成28年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成28年12月12日(月) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	4番	山田 眞士	議員
2.	3番	栗須 信治	議員
3.	12番	荒牧 泰範	議員
4.	2番	田辺 弘之	議員
5.	1番	古屋 宏治	議員
6.	7番	横山 久義	議員
7.	10番	松田 國守	議員
8.	8番	大楠 英志	議員
9.	5番	村瀬 敬太郎	議員

平成28年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成28年12月16日(金)午前10時開議

- 第1, 議案第46号 篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2, 議案第63号 篠栗町農業委員会の委員及び篠栗町農地利用最適化推進委員定数条例の制定について
- 第3, 議案第64号 篠栗町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4, 議案第65号 篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第5, 議案第66号 篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6, 議案第67号 篠栗町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7, 議案第68号 北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組合規約の一部変更に関する協議について
- 第8, 議案第69号 平成28年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について
- 第9, 議案第70号 平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について
- 第10, 議案第71号 平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第3号)について
- 第11, 議案第72号 平成28年度篠栗町水道事業会計補正予算(第4号)について
- 第12, 選挙案第2号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙
- 第13, 意見書案
第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
- 第14, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

平成28年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月8日(開会)

平成28年 第4回 定例会 会議録

日時 平成28年12月8日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古屋宏治	2番	田辺弘之	3番	栗須信治
4番	山田眞士	5番	村瀬敬太郎	6番	今長谷武和
7番	横山久義	8番	大楠英志		
10番	松田國守	11番	阿高紀幸	12番	荒牧泰範

欠席議員

9番 阿部寛治

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	城戸清壽
教育長	西邦彰	総務課長	大塚哲雄
財政課長	立花博友	会計課長	城戸安行
まちづくり課長	松田秀幹	税務課長	山口茂幸
収納課長	久芳良行	住民課長	村嶋茂則
健康課長	村瀬修	福祉課長	井上勝則
産業観光課長	黒瀬英三	都市整備課長	三明祐治
上下水道課長	八尋正記	学校教育課長	野寄勇
こども育成課長	井上伸一	社会教育課長	村瀬治邦

出席した議会事務局職員

局長	佐伯和久	次長	松岡秀策
係長	伴秀代		

開会 午前10時00分

○副議長(阿高 紀幸) おはようございます。

本日は、阿部 寛治 議長が病気入院中で欠席のため、地方自治法106条1項により、私、副議長が議長を務めます。

また、定足数に達していますので開議は成立いたします。

ただいまから、平成28年第4回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、各常任委員会の閉会中の調査結果は、メールで送信したとおりでございます。

それでは、これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において2番 田辺 弘之 議員、3番 栗須 信治 議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの9日間にしたいと思います。

これに、異議ありませんでしょうか。

異議なしと認めます。

従いまして、会期は、本日から12月16日までの9日間に決定いたしました。

日程第3、「議案の上程」をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第63号から議案第72号までの計10議案と選挙案1件でございます。

規則2件については、所管の常任委員会で報告を受けていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第63号から議案第72号までを一括議題といたします。

町長に就任の挨拶と併せて、一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 本日は、平成28年第4回定例会を招集いたしましたところ、公私共ご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございます。

提案理由をご説明する前に少しお時間をいただきまして、4期目就任のご挨拶と、これからの4年間に向けた私の思いを申し上げます。

先の町長選挙におきまして、おかげをもちまして再選を果たすことができました。改めて、ご支援いただきました皆様にお礼を申し上げます。

どうもありがとうございました。

無投票当選となりましたが、私はこのことを非常に重く受けとめております。

地方自治運営において、師と仰ぐ東京大学名誉教授 大森 彌 先生は、近著「自治体の長とそれを支える人々」の中で、無投票当選について言及されてあります。

現職首長の無投票当選ともなれば、過去4年間の実績が信任されたと思いたいところであろうが、たまたま対立候補が出なかつただけで必ず信任されたとは言えない。むしろ心を引き締め、驕ることなく、きめ細かく民意の所在を探る努力をしなければならぬのである。

まさにその通でございまして、私も緊張感を持って、この4年間の町長職を全うすべく、これまで同様、全身全霊を傾けて努力してまいり所存でございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、今回の選挙で、私は「『篠栗町自立宣言』これからの10年間の努力で篠栗町の将来が決まります」と、言い続けてまいりました。

そして、具体的には篠栗町地方創生、すなわち、「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の完遂、対話のまちづくりの実践を2本柱に、企業立地による税収増加や雇用機会の増大と、働き手世代の人口の流入等による自主財源比率の向上を目指しながら、もう一つの政策であります対話のまちづくりにより、住民の皆様の素直な気持ちを量りながら、丁寧な行政運営を進めたいとの思いを伝えてまいりました。

先細りする地方交付税に頼ることから脱却し、さまざまな知恵を出して自主財源を増加させる、そのような取り組みの積み重ねを象徴するフレーズとして、「『篠栗町自立宣言』これからの10年間の努力で篠栗町の将来が決まります」という表現を用いました。

選挙はなかつたことから訴えが町民の皆様にとどのように響いたのかは分かりかねますが、篠栗町の住民福祉の向上のために、さらなる仕掛けをして、より豊かな町にしていくのだという姿勢を評価いただいたのだと信じて、この4年間、突き進もうと考えております。

持続可能なまちづくりとは、すなわち、立ち止まらないこと。変化し続ける、何かに取り組み続けることこそ、生き生きとした町がれるということだと思います。

「こんなまちに住みたい、こんなまちで暮らしたい」と思い続けていただけるよ

う頑張ってもらいます。

11月30日職員向けに、「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略を日本一の成功事例にする」と題して、初登庁の挨拶をいたしました。

その中で、京セラの 稲盛 和夫 名誉会長は、「まず、思うこと」とお話になります。「思いは叶う」のです。僅か20数人の京都セラミックという会社を立ち上げた時既に、「世界一の会社にする」と語っていたのだそうです。

私はこの4年間、「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が日本一の成功事例になるよう頑張ることを自らの覚悟として宣言します。職員の皆様も、その覚悟と一緒に頑張っていたきたい。「今日から1日たりとも無駄にしない気持ちで頑張っていきましょう」こう申し上げました。

私は、議会の皆様にもこの4年間「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が日本一の成功事例になるよう努力することを自らの覚悟として宣言いたします。

その先に必ずや篠栗町の自立の道が開けるものと信じておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本定例会に提案しております、議案第63号から議案第72号までの10議案について説明をいたします。

議案第63号は、「篠栗町農業委員会の委員及び篠栗町農地利用最適化推進委員定数条例の制定について」であります。

本議案は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)の改正により、農業委員の選出方法等が変更になったこと、また、耕作放棄地の発生防止及び担い手への農地集積を進めるための農地利用最適化推進委員の新設が定められたことから、所要の規定を整備する必要があるため本条例を制定するものであります。

議案第64号は、「篠栗町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、滞納処分への早急な対応のため、町長において専決処分をすることができる事項について、篠栗町債権管理条例(平成27年条例第30号)第2条第5号及び第6号に規定する、目的物の価格が300万円以下の物の債権の和解・調停及び訴訟に関する事項を指定するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第65号は、「篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)などが平成29年1月から施行されることに伴い、篠栗町税条例及び篠栗町税条例の一

部を改正する条例の一部を改正する必要が生じたため、本条例を制定するものであります。

改正の主な内容は、軽自動車税の減免措置について生活保護受給者に適用すること、及び住民税の医療費控除の特例措置として、スイッチOTC薬控除を創設するものであります。

議案第66号は、「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)等が平成29年1月から施行されることに伴い、所要の規定を整備する必要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、個人住民税で課税される特例適用利子及び特例適用配当等の額を国民健康保険税所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものであります。

議案第67号は、「篠栗町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)等に関連する制度改正に対して、柔軟な対応を可能とするため、現在、篠栗町立幼稚園条例に定めている町立幼稚園利用料について、篠栗町立幼稚園規則で定めるものであります。

議案第68号は、「北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組合規約の一部変更に関する協議について」であります。

本議案は、平成29年4月1日から新宮町相島地区を北筑昇華苑組合の共同処理とする事務の処理区域とすることに伴い、北筑昇華苑組合規約を変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第69号は、「平成28年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について」であります。

本議案は、平成28年度篠栗町一般会計歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億6,047万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ100億9,047万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、主なものとしたしまして、国庫支出金を2億4,379万2,000円、県支出金を2,463万1,000円増額するものであります。

また、公共事業等債を9,860万円、災害復旧事業債を390万円増額するも

のであります。

その他、地方交付税を1億8,954万9,000円増額するものであります。

主な歳出につきましては、まず、総務費におきまして、篠栗駅東側自由通路工事費2億8,361万4,000円、同工事にかかるJR用地購入費6,045万円を追加するものであります。

民生費におきましては、療養介護医療費162万円、更正医療費947万8,000円、後期高齢者医療療養給付費負担金930万円を追加し、来年度の臨時福祉給付金の交付にかかる費用として8,134万9,000円を追加し、障害児保育事業補助金1,154万4,000円、児童運営費委託料7,575万6,000円、子ども・子育て支援にかかる国庫及び県費補助事業について、昨年の事業実績に伴い発生した補助金返還に960万7,000円を追加するものであります。

衛生費におきましては、予防接種事業にB型肝炎が追加されたことにより、予防事業委託料484万4,000円を追加するものであります。

農林水産業費におきましては、水田農業担い手機械導入支援事業費補助金386万3,000円を追加するものであります。

教育費におきましては、小中学校において就学援助費が不足していることから475万2,000円を追加するものであります。

災害復旧費におきましては、呑山線道路復旧工事について、災害復旧事業債の対象となったため327万2,000円を追加するものであります。

次に、継続費につきましては、平成28年度から平成31年度における篠栗駅東側自由通路整備事業費として、各年度の年割額を定め、総額10億2,381万8,000円を計上しております。

次に、債務負担行為につきましては、庁舎環境衛生管理業務委託103万3,000円、納税通知書ブッキング業務委託139万7,000円、統合型GIS構築・運用業務委託9,381万5,000円を追加するものであります。

また、地方債につきましては、公共事業等債9,860万円、災害復旧事業債390万円を追加するものであります。

議案第70号は、「平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について」であります。

本議案は、平成28年度の篠栗町国民健康保険特別会計予算を、保険者が納付する本年度の拠出金等の額の確定及び本年度の交付金等の額の確定の補正により、歳入歳出それぞれ317万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ39億37万5,

000円とするものであります。

議案第71号は、「平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第3号)について」であります。

本議案は、平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算において、統合型GIS構築・運用業務委託にかかる平成29年度から平成34年度までの経費1,291万1,000円について、債務負担行為を計上するものであります。

議案第72号は、「平成28年度篠栗町水道事業会計補正予算(第4号)について」であります。

本議案は、平成28年度篠栗町水道事業会計予算において、統合型GIS構築・運用業務委託にかかる平成29年度から平成34年度までの経費1,147万6,000円について、債務負担行為を計上するものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いたします。

○副議長(阿高 紀幸) ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

ないようですので、質疑を終わります。

日程第4、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

議案第63号から議案第72号までの10議案と、選挙案1件を一括議題といたします。

お諮りします。

議案第63号から議案第68号までの6議案につきましては、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思っております。

これに、異議ありませんでしょうか。

異議なしと認めます。

よって、このように付託することを決定いたしました。

次に、議案第69号から議案第72号までの補正予算については、議長除く11人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。

これに、異議ございませんでしょうか。

異議なしと認めます。

よって、このように付託することを決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正・副委員長については、申し合わせにより、委員長は5番 村瀬 敬太郎 議員、6番 今長谷 武和 議員でございます。

また、選挙案第2号については、本日、本会議終了後の議員全員協議会で協議を行いますので委員会への付託は省略し、最終日に採決を行いたいと思います。

これに、異議ありませんでしょうか。

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもって、散会といたします。

○議員(荒牧 泰範) 発言を許可していただけますか。

○副議長(阿高 紀幸) はい、荒牧議員。

○議員(荒牧 泰範) すみません、いきなりで。

町長にお願いしたいんですが、先ほどの方針演説の中で篠栗町自立宣言、これ選挙前、後援会活動のときからずっと使ってらっしゃるんですが、住民の皆さんが今まで自立してなかったのは、どういうところが自立できてないのというお話もあるし、あと、その普通にいう自立というと、子どもだったら自分が生活するのに必要な収入を得ることが自立と思うんですが、その意味で言ってらっしゃる。

それもしよかったら、その部分をもうちょっとこういうのが自立という最終目的であって、こういう風に頑張っていきたいというのがあれば、最終日にでもお聞かせいただくと助かりますが、一応お願いで却下されれば却下されるで結構でございます。

つけ加えて。

○副議長(阿高 紀幸) 町長どうぞ。

○町長(三浦 正) 一般質問通告書の中でもですね、質問を受けておりますし、今回の定例会の中でお答えできる範囲については、丁寧にお答えしようと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長(阿高 紀幸) はい、荒牧議員。

○議員(荒牧 泰範) 住民の方一人一人がわかり易くなるように、できればその部分も、施政方針演説の中に一緒に入れていただくと非常にわかり易いんじゃないかなと思うので、そのようにしていただくと助かるので、お願いして終わります。

○副議長(阿高 紀幸) 私もちよっと不慣れだったものですから、今の荒牧議員の発言に対してですね、大綱質疑の中でかなと思ったんですけど、そうじゃないみたい、提案理由だけの大綱質疑だったらいいんですけども、今の質問に対して町長答えていただきありがとうございました。

ちょっと、私が議長不慣れなものですから、申し訳ございません。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前10時23分

平成28年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月12日(一般質問)

平成28年 第4回 定例会 会議録

日時 平成28年12月12日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古屋宏治	2番	田辺弘之	3番	栗須信治
4番	山田眞士	5番	村瀬敬太郎	6番	今長谷武和
7番	横山久義	8番	大楠英志		
10番	松田國守	11番	阿高紀幸	12番	荒牧泰範

欠席議員

9番 阿部寛治

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	城戸清壽
教育長	西邦彰	総務課長	大塚哲雄
財政課長	立花博友	会計課長	城戸安行
まちづくり課長	松田秀幹	税務課長	山口茂幸
収納課長	久芳良行	住民課長	村嶋茂則
健康課長	村瀬修	福祉課長	井上勝則
産業観光課長	黒瀬英三	都市整備課長	三明祐治
上下水道課長	八尋正記	学校教育課長	野寄勇
こども育成課長	井上伸一	社会教育課長	村瀬治邦

出席した議会事務局職員

局長	佐伯和久	次長	松岡秀策
係長	伴秀代		

開会 午前10時00分

○副議長(阿高 紀幸) おはようございます。

本日は、阿部 寛治 議長が病気入院中で欠席のため、地方自治法106条1項により、私、阿高紀幸、副議長が議長を務めます。

なお、定足数に達しておりますので、開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様に配布しております「一般質問通告一覧」1ページの注意事項を熟読されまして、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

日程第1、「一般質問」を行います。

質問者は9名でございます。

質問時間は申し合わせにより、答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様には議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議での議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

ただ、リアルタイムでの配信を行っておりますので、質問議員も答弁者も言葉遣いに十分気を付けるよう求めます。

発言内容を精査して、最終日に議長判断を報告させていただきます。

ご協力をお願いいたします。

それでは、順次、質問を許可いたします。

質問順位1番、山田 眞士 議員。

○議員(山田 眞士) 議席番号4番の日本共産党の 山田 眞士 でございます。

質問をさせていただきます。

質問の趣旨は、6月に質問をさせていただきました「就学援助の交付金の前倒しについて」ですけれども。

6月に質問いたしましたときに、教育長と町長に、この件については、福岡市もやっていることだからということで「検討をします」という答弁をいただいております。

その後、この件についてどうなっているかを、まず、教育長に答弁していただきたいと思います。

宜しくお願いします。

○副議長(阿高 紀幸) 教育長お願いします。

○教育長(西 邦彰) 山田議員の「就学援助の支給を就学前の3月に」のご質問にお答えいたします。

6月定例会以降、福岡市における「入学前支給制度」を本町でも実施すべく検討を重ね、平成29年度の新入学児童・生徒から適用するための手続を進めてまいりました。

これからの内容は、明後日の予算特別委員会で説明を予定しております内容と一部、重複するところがございますが、今回いただきましたご質問に対して、学校教育課長から説明をいたします。

○副議長(阿高 紀幸) 学校教育課長。

○学校教育課長(野寄 勇) 学校教育課から説明をさせていただきます。

新入学児童・生徒学用品、いわゆる入学準備金、平成29年度の新入学児童・生徒から適用するためには、遅くとも12月中に関係する諸手続を整備するとともに、必要となる予算を確保する必要があることから、本定例会において、就学援助費のうち、「新入学児童・生徒学用品費」を入学前に支給するための予算案を提出させていただいております。

本定例会においてご承認いただけましたら、来年1月の広報及び児童生徒への入学通知に、通知を同封し、申請いただきました対象者には3月上旬までに支給する予定です。

糟屋地区市町においても同様に、「入学前支給制度」が検討されておりますが、早いところで平成30年度から開始予定というところでございます。

本町では、「生活に困窮されるご家庭に対する配慮を」という、6月定例議会での議員のご質問の趣旨を踏まえ、他町よりひと足早く実施することといたしました。以上です。

○副議長(阿高 紀幸) 山田議員。

○議員(山田 眞士) この就学の対象者は、私が聞いた範囲では、ここでは460名に対して支給を行う予定と書いてあるんですけど、対象者は180名近くおられるんじゃないですか。

○副議長(阿高 紀幸) 教育課長。

○学校教育課長(野寄 勇) 今議員がおっしゃいました460名程度ですが、今ですね、平成26年、27年からですね、右肩上がりでお客者は伸びております。29年度は、約460名程度のお客になるんじゃないかと推定しております。

その中で29年の新入学児童・生徒につきましては、約135名前後、これを今

想定しておるところでございます。

○副議長(阿高 紀幸) はい、山田議員。

○議員(山田 眞士) 教育長、もう一度お聞きしますけども、これは29年度の3月の支給はないわけですね。

○副議長(阿高 紀幸) 山田議員、ちょっと通告書どおりにね、進行してないからね、こちらも困っているわけですよ。

初めに通告書どおりにしていかないとね、答弁者も準備がありますので、迂闊に
応えられませんのでね、通告書どおりお願いいたします。

○議員(山田 眞士) 教育長にもう一度お聞きします。

この交付金は、先ほど30年度からの交付になるんですか。

それとも、29年度3月からになるのですか、そこはっきりしなかったもんやから、すみませんもう一度聞きます。そこのところをはっきりお願いします。

○副議長(阿高 紀幸) はい、学校教育課長。

○学校教育課長(野寄 勇) 篠栗町におきましては、来年度対象の入学生、入学児童・生徒に対して、来年3月、第1週頃をですね、入学前にお渡ししようと考えております。

○副議長(阿高 紀幸) はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) 冒頭、教育長と学校教育課長からご説明した通り、本定例会での補正予算にあげておりますので、審議と内容と重なることは控えさせていただきますが、29年度入学予定者に対して1月に通知を申し上げ、3月までぐらいに配布したいと考えておりますとお答えしておりますし、そこに書いております答弁書にも書いておりますので、よろしくご参照ください。

○副議長(阿高 紀幸) はい、山田議員。

○議員(山田 眞士) 聞きそこなってすみません。ありがとうございます。

私の質問はこれで終わります。

○副議長(阿高 紀幸) それでは、次の質問順位に参ります。

質問順位2番、栗須 信治 議員、お願いします。

○議員(栗須 信治) 質問順番2番、議席番号3番、栗須 信治です。

「教育振興対策について」質問します。

社会や環境の急激な変化、また、貧困問題など教育を取り巻く問題も複雑多様化しております。

そういう中で、次の3点について質問します。

1点目は、いじめ・不登校問題です。

全国の小中学校が、2015年に認知したいじめは、小学校で15万1,190件、中学校で5万9,422件。

内容は、からかいや悪口が最多でございました。

一方、年間3分の1以上欠席した不登校の子どもは、小学校で2万7,581人、中学校で9万8,428人でした。これは、文部科学省が10月27日に発表したものです。

さて、2011年に大津市で起きた男子中学生の自殺事件をきっかけに、いじめ防止対策推進法が2013年度に施行されました。

行政や学校に防止への取り組みと支援体制の整備を課したものです。

しかし、文科省によると2013年から15年度に、いじめ問題を抱えて自ら命を絶った子どもは、23人になるなど事態はなかなか改たまりません。

いじめは、どこの子どもにも、どの学校でも起き得るものです。

また、いじめの初期段階の要諦の一つは、不登校とも言われます。

そこで、本町におけるいじめ・不登校の現状、予防策発生時の対応についてお尋ねします。

2点目は、防災教育についてであります。

全国各地で、地震や豪雨が大規模な被害をもたらしています。

4月に発生した熊本地震は、記憶に新しいところであります。

小中学校の児童・生徒に、火災や地震、風水害による災害発生の実態や原因・要因について、理解させることや、災害から自らの命を守ることは大切であります。

更に進んで、ほかの人や集団の安全に役立つ態度や能力を養うことは重要であります。

東日本大震災では、中学生の活躍が非常に評価されております。

義務教育で防災知識を身につけることにより、子どもが大人を助けたり、中学生が避難の先導者にもなり得ます。

そういう点から、防災教育に力を入れてはどうかと思いますが、お尋ねします。

3点目は、中学校の部活動についてであります。

教育長は約50年ほど前、篠栗中学校時代、確か柔道部でした。

因に、私は野球部でありましたが、中学校の部活動には、多くの生徒が加入し、スポーツ・文化などに親しむ場となっております。

思春期の多感な時期にあって、心身の成長や豊かな学校生活を送ることは大切で

あります。

そこで、本町の部活動の現状と外部指導員をどのように活用されているか。

以上3点についてお尋ねします。

○副議長（阿高 紀幸） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

西教育長。

○教育長（西 邦彰） 栗須議員の「教育振興対策について」のご質問にお答えいたします。

まず、本町の小中学校におけるいじめ・不登校の状況、また、予防策と発生した場合、どのようなシステムで対応するのかについてお答えいたします。

教育委員会では、平成26年度に「篠栗町いじめ防止基本方針」を策定し、これに基づき各学校が実態に応じた基本方針を策定し、いじめの未然防止、いじめ発生時の組織的な対応を進めております。

町立小中学校におけるいじめの状況について10月に県教育委員会に提出いたしました生徒指導月例報告では、小学校におけるいじめ認知件数が延べ6件、中学校が延べ32件となっております。

いじめ認知件数とは、いじめ防止対策推進法に定義されている、「当該児童・生徒が一定の人間関係にある者から、学校内外を問わず、心理的又は物理的な影響を与える行為によって、児童等が心身の苦痛を感じている事案」のことでありまして、「本人がいやだ」と感じた全ての行為をいじめとした件数であります。

本町におきましては、新聞報道等にあります重大事案に分類される深刻ないじめは0件となっております。

しかしながらこの状況に対し、教育委員会としましては、「いじめはいつ・どこでも起こりうる」という前提で早期発見・早期解決に向けて取り組んでいるところです。

各学校においては、早期発見のための日常の観察はもちろんのこと「毎月のいじめアンケートと教育面談」の実施、いじめ防止のための定例の生徒指導委員会や職員会議の実施、専門家を招聘した教職員研修会の開催等と、道徳教育や人権教育の充実、保護者との連携を一層推進することに取り組んでおります。

これらの対応をきめ細かく実施していくことにより、本町の子どもたちに「命をいつくしみ、人の尊厳を重んじる心」を育んできたいと考えております。

また、いじめが発生した場合は、学校が迅速で組織的に対応ができるよう、町内小中学校に町費によるスクールカウンセラーを4名、スクールソーシャルワーカー

を1名配置し支援を行っているところです。

次に、不登校の現状と対応についてお答えいたします。

不登校の問題は、学校教育においては喫緊の教育課題であり解消に向けて全力で取り組む必要があると考えます。特に本年度は、不登校対応のシステムを整備し、福岡県の不登校対策（未然防止、早期発見・対応、継続的支援）を中心とした「福岡アクション3」の実施、徹底を進めております。

しかし、不登校の状況につきましては、10月末までの同調査の結果から、不登校の児童生徒数が小学校で3名、中学校で29名と数が多い状況です。

この状況の原因を分析しますと、学校における集団不適應や学習不振もありますが、家庭に起因する不登校が増加しているため、学校内の対応だけでは問題解決に繋がっていないことがあげられます。

そこで、教育委員会としましては、学校教育課、こども育成課、健康課と学校が支援会議を開催し、また、児童相談所の協力も得ながら不登校状況の子どもと家庭への指導や支援を行い、未然防止と問題解決を進めております。

また、不登校傾向が見られる児童に、きめ細かく対応するために、町内小学校には不登校支援員を3名配置したり、学校の教室に入ることに不安がある児童生徒を「教育支援センター」が受け入れたりして、教室に入るための自立支援を行っています。

これらの取り組みの結果、本年度9名の児童生徒の不登校状況を解消することができています。

これらの対策に加え長期対策として、幼小中において「志教育」や小中一貫教育を推進することによって、いじめ・不登校の問題を解消したいと考えております。

次に、防災教育に力を入れてはどうかについてお答えいたします。

防災教育は、安全教育の一環として各学校で作成している学校安全計画の中に位置づけられ、避難訓練の前後指導だけでなく、社会科や理科、保健体育などの教科や道徳、特別活動とも関連されて行っております。

また、年3回実施しております避難訓練では、地震・火災・洪水を想定した避難の仕方、消火、安全確保などの訓練を実施しております。

教育委員会といたしましては、平成23年の東日本大震災、平成21年の篠栗町豪雨災害の教訓を受け継ぎ、平成28年度は「集中豪雨・台風時における幼稚園・学校対応指針」を改定し、台風、豪雨時に子どもや教職員が迅速かつ適切な行動がとれるように改善を進めているところでございます。

また、各学校における防災教育の見直しを行うために、学校における防災教育計画及び危機管理マニュアルの改訂作業を進めております。

避難訓練につきましては、全ての幼小中で実施しておりますが、今後、防災速報の有効活用を図り、揺れが起こる前の地震発生予告チャイムに対応した避難訓練を導入してまいりたいと考えております。

実際に想定した避難訓練や予告なしの避難訓練を実施することにより、自分の身の安全を確保し、自らが判断し、迅速かつ適切に行動する能力を養うことができるようにしたいと考えておるところでございます。

現在の防災教育に係わる指導内容につきましては、防災への意識や能力の向上を図るため、中学生以上には、地震や水害発生の科学的メカニズムや災害に対する日常の備えなど、自然災害や防災対策に関する内容について指導しております。

また、AEDを含む心肺蘇生法をはじめ、災害時において地域の一員として避難場所等で協力できることなども学ばせております。

小学校におきましても、近くの大人や救急機関に知らせることや、AEDの設置場所の確認、応急手当方法などについて指導しているところです。

今後は、小中一貫教育カリキュラム編成において、防災教育を系統的に指導できるように計画を作成し、自分の命は自分が守るという自助という考え方を基本に、災害時に自らの安全を確保する行動がとれるとともに、自分たちの地域は自分たちで守るという共助の考えのもと、進んで地域に役立つことができる児童生徒を育成するよう努めてまいりたいと考えております。

最後に、中学校の部活動の現状と外部指導員の活用についてお答えいたします。

部活動は、生徒が自主的に自分の好きな活動に参加することにより、スポーツや芸術に生涯親しむ能力や態度を育てる効果を有しており、あわせて、体力の向上や健康の増進を一層図るものであります。

また、生徒が学級や学年を離れて異学年集団で活動することにより、生徒の自主性、協調性、責任感などを高める上でも大きな教育的意義を有するものであります。

教育委員会といたしましては、部活動の充実を推進し、生徒の体力や社会性の向上を図りたいと考えております。

現在、町内2中学校における部活動数につきましては、運動部が21部、文化部が7部あり、教職員が顧問となって指導を行いながら、篠栗中学校では78%、篠栗北中学校では62%の生徒が部員として活動しております。

しかし、部活動の現状において、指導する顧問が不足している点や、顧問によっ

て専門的な指導技術が困難な部活動が増えている点が問題となっております。

教育委員会といたしましては、この問題を解消するため、町内外の一般外部指導者の協力を得て、本年度は、篠栗中に13名、篠栗北中に5名の外部指導員を配置し、部活動指導の充実を図っております。

この外部指導者の配置により、専門的で、きめ細かな指導を行うことができるとともに、生徒の安全管理をより行き届かせることができるようになっております。

今後につきましても、小中一貫教育への移行も踏まえ、活動の充実をさらに図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長(阿高 紀幸) 質問ございますか。

栗須議員。

○議員(栗須 信治) いじめ不登校の問題についてであります。いじめの問題は、各学校でいじめ防止基本方針や、いじめ防止対策組織を設置してありますが、そういう中でも発生しております。

先生の異動等もありますので、十分に機能しますように継続して検証していく必要があると思いますが、いかがですか。

○副議長(阿高 紀幸) 教育長。

○教育長(西 邦彰) ただいま、ご質問されました栗須議員のように、十分な継続をすることと、それから検証していくということは、とても大切なことだと思っております。

また、子どもたちの状況をよく観察できる、そういった面につきましても、教職員の研修を高めて、このいじめ、それから不登校につきましても、子どもたちの命を大切にするという観点から、教育施策を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長(阿高 紀幸) はい、栗須議員。

○議員(栗須 信治) いじめ・不登校の対応につきましては、先ほども説明がありましたように、早期発見、早期対応、継続的な対応、そういうものが大事かと思っております。

小中一貫教育も始まります。

情報を共有し、連携しながら対応していただきたいと思っております。

次に、防災についての質問ですが、防災訓練の学校では、十分にされているという報告であります。地域力を高める意味で、小中学校とですね、地域が連携した

ような防災訓練を行ったらいかがでしょうか。

お伺いします。

○副議長(阿高 紀幸) はい、教育長。

○教育長(西 邦彰) ただいま栗須議員のほうから、防災教育に関連して防災訓練等も含めた、地域との連携強化というお尋ねでございました。

教育委員会といたしましても、全くその方向で今後、さまざまな地域社会と連携をしながら、防災教育を進めていくことが大切だと考えております。

以上でございます。

○副議長(阿高 紀幸) はい、栗須議員。

○議員(栗須 信治) 部活動についてであります。早くから外部指導員の方をですね、導入されてご指導いただいているのはありがたいと思いますが、この外部指導員の方のですね、技術的な指導は十分にできると思うんですが、スポーツ科学みたいな生徒の発育を考えるような、そういうふうな研修とかは実施されておりますか。

○副議長(阿高 紀幸) はい、西教育長。

○教育長(西 邦彰) ただいまの外部指導員のこと、研修等についてのお尋ねでございますが、本町の体育協会を中心としたスポーツ指導員さんを顧問として指導していただいております。

体育協会のほうにおきましては、スポーツ指導員の研修会を年に2回、大きなものを、郡内を含めて開催されておまして、基本的な、科学的な、スポーツ指導とか安全教育について研修していただいているところでございます。

今後、そういった専門性のある、例えば大学の先生等とも含めまして、町内でも講師招聘等の研修会を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長(阿高 紀幸) はい、栗須議員。

○議員(栗須 信治) 部活動の件の中で、小中一貫教育が始まるわけでございますが、地域の方がですね、世話をする。また、地域クラブみたいなような形でですね、例えば小学校の5・6年、中学校の3年生と一緒に行動するような、地域クラブみたいなものを検討されてはいかがかなと思います。

これをやりますとですね、スポーツの苦手な子もできますし、選択肢も広がります。

例えば、ボランティア部とかグラウンドゴルフ部とか、88か所森林セラピー部とか、いろんな形があると思いますが、そういうものを検討されたらいかがですか。

○副議長(阿高 紀幸) はい、西教育長。

○教育長(西 邦彰) ただいまの栗須議員のご提案につきまして、地域クラブ等、いわゆる地域の方々を参加していただきながら、また、篠栗町の持っております素晴らしい、そういう組織等を活用しながらしていくというのは非常に大切なことだろうと思っております。

前向きに検討させていただきたいと思えます。

○議員(栗須 信治) 質問を終わります。

○副議長(阿高 紀幸) 次の質問順位に入ります。

質問順位 3 番、荒牧議員。

○議員(荒牧 泰範) 議席番号 1 2 番、荒牧でございます。

町長に 1 点お尋ねいたします。

「狭隘な道路の安全確保と利便性向上を望む」ということで、町内の都市計画道路ですら既存建築物等によりセットバックが進まず、用地買収や移転の費用が十分でないために計画幅員が取れていない現状の中、その他の生活道路においては、離合する事さえ難しい場所が多々見受けられます。

幅が狭い上に交通量が多く、住民の皆様が迷惑していらっしゃる道路、例えば上町・水車橋線や新町・若杉線などは歩行者の安全確保さえままならない状況です。

現地で観察しておりますと 1 番の弊害は、道路上に設置してある電柱と思われまます。車両運転者は離合できず、電柱側の方が手前で停車してやり過ごされたおり、歩行者は、電柱があるたびに後ろを振り向いて安全確認をされているのが現状です。

そこで、用地買収などによる幅員確保は、鋭意目論みながら、先に電柱の埋設化を図り有効寸法を広げ交通の円滑化と歩行者の安全を確保すべきと思えますがいかがでしょうか。

これもまた少なからず費用がかかるでしょうが、道路用地の収用ができないとすれば、例えば先ほどの 2 路線を実験区間として、やってみる価値は十分にあると考えますので、是非とも早期に着手していただきたいと思えます。

○副議長(阿高 紀幸) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 荒牧委員の「狭隘な道路の安全確保と利便性向上望む」というご質問についてお答えいたします。

ご質問は、今第 1 9 2 臨時国会におきまして、地元衆議院議員の先生が、「無電柱化の推進に関する法律案」を議員立法として、国土交通委員会に提出されました。

委員会において可決後、衆議院本会議で議案審議入りし、12月6日に全会一致で可決、参議院本会議においても12月8日に可決され「無電柱化の推進に関する法律」として施行されることになったことを受けてのご質問ではないかと思っております。

詳細につきましては、まず、都市整備課長から、現状を踏まえて答弁をさせていただきます。

○副議長(阿高 紀幸) 都市整備課長。

○都市整備課長(三明 祐治) それでは「狭隘な道路の安全確保と利便性向上を望む」についてのご質問にお答えをいたします。

町内の生活道路の多くは、議員ご指摘のとおり、既存の建築物等によりセットバック等が進まず、十分な道路幅員の確保が出来ず、車両の離合すら困難な区間もあり、歩行者や通行車両の安全確保に苦慮していることは否めない事実でございます。そして、道路上に設置されている占用物件の電柱等が、道路幅員をさらに狭くしていることも、また否めない事実でございます。

現在、国土交通省において、無電柱化へ向けて、緊急輸送道路となる路線を対象に電柱の新設を禁止し、地中化を促進すると取り組みがありますが、本町では、実施に至っておりません。

さて、議員ご提案の町内の狭隘な生活道路における電柱、電線類の地中化についてでございますが、電線類管理者との協議はもとより、莫大な費用と負担が伴うものであり、加えて、既に上下水道施設等が埋設されていることから、現状では電気及び通信施設等の地下埋設を行うスペースを確保することさえ容易でないと考えております。

また、事業を進めるためには、沿線の皆様方のご協力も必要となることなどから、今後の課題とさせていただきたいと考えております。

そこで、交通量も多く生活道路として歩行者の利用も多いとのご指摘があった、上町・水車橋線や新町・若杉線などにつきましては、歩行者などの安全な通行を確保することを目的に、警察庁が推進しているところの区域を定めて、最高時速30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、区域内における速度抑制や抜け道として通行する行為の抑制等を図るゾーン30等の対策を講じることによって、歩行者の安全確保を主観においた道路空間整備を住民と町がその可能性を模索し実施できればと考えております。

以上でございます。

○副議長(阿高 紀幸) 質問ございますか。

荒牧議員。

○議員(荒牧 泰範) 今、課長から縷々答弁をいただきましたが、既存の道路に規制をかける、例えば速度規制だとか一方通行、これをやられると住んでいらっしゃる方々の生活に影響を及ぼすもので、そこをお願いしてるのではなくて、例えば、先ほど町長おっしゃったように、もう議員立法して可決してらっしゃいます。その前の国交省というところの災害時等の緊急輸送道路、これについては、電柱はかえって倒壊したりすると輸送ができなくなるので電柱をやめにして、無電柱化、地中埋設しなさい、尚且つそのときは、今までの1.5メートルの深さを必要とせず、15センチでいいですよという指針が出ているようでございます。

そうすると、国会としても動いている、緊急輸送道路が15センチ程でもいいということになれば、将来これは必ずそっちの方に動くと思うし、尚且つ、町長言っただけで、観光としても、お客を呼びたいというのであれば、上町・水車橋線、俗に旧道沿いは無電柱化して、鯉を泳がせるなり、ベンチを置くなりすることが非常に好ましいことと思いますが、その辺り町長どのようなお考えかをお聞かせいただけますでしょうか。

○副議長(阿高 紀幸) ただいまの質問に対し、三浦町長、答弁求めます。

○町長(三浦 正) 今議員がおっしゃった通り、埋設について非常に緩和されまして、いわば、ちょこっと埋めればいいんじゃないかというようなことで、国交省の中で指針が出ておるところでございます。

今回、議員立法をされました無電柱化の推進法案が施行される段階で具体的にいろんな、例えば、国交省の交付に関する規定であるとか、さまざまな具体的な内容が示されるというふうに私どもも期待しておりますので、それを踏まえて、今お話がありました2路線を中心に実験的なものも今後考えていければと思っております。

○副議長(阿高 紀幸) はい、荒牧議員。

○議員(荒牧 泰範) 指針を踏まえて、そのような施策をとってみたいという意向というふうに感じてよろしいんでございませうか。

○副議長(阿高 紀幸) はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) よろしゅうございます。

○議員(荒牧 泰範) 終わります。

○副議長(阿高 紀幸) 次の質問順位に参ります。

4番、田辺 弘之 議員。

○議員（田辺 弘之） 議席番号 2 番、公明党の田辺弘之でございます。

今回は、「病児・病後児保育の取り組みについて」質問いたします。

国は、平成 24 年 8 月に公明党が積極的にリードしてきた子ども・子育て関連三法を制定。平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が実施されるようになりました。

それに基づき、篠栗町では昨年 3 月に「ささぐり こども いきいきプラン」が作成されております。

子ども・子育て関連三法の主なポイントは、

- 1、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付。
- 2、認定こども園制度の改善。
- 3、地域の実情に応じた子ども・子育て支援。
- 4、基礎自治体、市町村が実施主体になる。
- 5、社会全体による費用負担。
- 6、政府の推進体制。
- 7、子ども・子育て会議の設置。

となっております。

そのうち、認定こども園の支援に関しましては、国が取り組む前から篠栗町がどこよりも早く進めてきたことは、子育て世代を大切にす町としての姿勢の現れだと思います。

経済的な理由などで、子どもさんを預けて働きに行かなければならない親御さんが多くいらっしゃいます。

その中で最も問題になるのは、小さいお子さんが病気に罹った場合、身近に預けるところがなく、仕事の都合で親がどうしても休めないときにはどうすればいいのか、本当に悩んでいらっしゃいます。

「ささぐり こども いきいきプラン」の中では、そういったお子さんを預かる病児保育について、こう記載されております。

子どもの病気の際の対応について、この 1 年間に病気やけがで通常の教育・保育事業が利用できなかったことがあったのかについてみると、「あった」と答えた方が 8 割を占めている。

また、病児・病後児のための保育施設等の利用希望について、「できれば利用したい」が 50% となっており、半数の方が利用を希望していると記載されており、具体的な取り組みといたしまして、粕屋町、久山町との連携のもと、平成 22 年 1

月から粕屋町 大坪医院で実施し、今後、利用状況に応じて定員の見直しや施設の拡充、他市町村の病児保育施設との広域利用など、事業の実施についても検討するとあります。

利用人数の見込み数は、平成27年から平成31年度まで、全て毎年60人と予想されております。

病児保育の委託先である篠栗町の大坪医院の定員は3名で、篠栗・粕屋・久山の3町からの利用となり、これから寒くなれば風邪などで体調を壊すお子さんが沢山増えた際預けられない場合もあると思います。

利用状況に応じて定員の見直しや施設の拡充、他市町の老人保育施設との広域的利用とありますが、これらを踏まえた上で、次の質問をいたします。

- ①篠栗町の病児・病後児保育を利用された方の数。
- ②大坪医院のほかで病児保育を行っている施設。
- ③特定地域型保育事業で病児保育を行うことは可能なのか。
- ④定員の見直しや施設の拡充は。
- ⑤他市町の病児保育施設との広域的利用は。

を質問いたします。

よろしく願いいたします。

○副議長（阿高 紀幸） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

西教育長。

○教育長（西 邦彰） 田辺議員の「病児・病後児保育の取り組みについて」のご質問にお答えいたします。

病児・病後児保育の取り組みについては、この10年間の中で、様々な取り組みを継続し、改善した中で現在の中部三町での合同事業となり、一定の成果を上げているところでございます。

詳細につきましては、こども育成課長から答弁をいたします。

○副議長（阿高 紀幸） こども育成課長。

○こども育成課長（井上 伸一） それでは、田辺議員の「病児・病後児保育の取り組みについて」、質問項目の番号に従い、順にお答えいたします。

まず、質問の①の篠栗町の病児・病後児保育を利用された方の人数であります。利用延べ人数は平成27年度で19人、平成28年度は11月末の時点で32人でございます。

次に、質問の②の大坪医院のほかで病児保育を行っている施設であります。篠

栗町病児保育事業におきまして、業務を委託しているのは、粕屋町にある大坪医院の1箇所でございます。

次に、質問の③の特定地域型保育事業で病児保育を行うことは可能なのかとのご質問でございますが、質問にお答えする前に、地域型保育事業及び特定地域型保育事業について簡単にご説明申し上げます。

地域型保育事業は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき設置されるものでありまして、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの事業類型があり、いずれも比較的規模の小さな保育事業を指すものでございます。

また、特定地域型保育事業とは、市町村長が関係法令に基づき、事業者に対する財政支援のための給付費の支給対象施設として確認した地域型保育事業であります。

ここで言う確認とは、市町村長が当該施設の利用定員を定めた上で、利用児童の年齢区分とその定員、施設の運営に係る各種基準等を確認することでございます。

それでは、特定地域型保育事業で病児保育を行うことは可能なのかのご質問にお答えいたします。

病児保育事業の実施に際しては、病院や保育所等に附属して設置された、保育専用スペース等を確保したうえで、看護師と保育士が保育にあたることなどが条件となるものでございます。地域型保育事業所において、病児保育事業を実施する場合でも、これらの条件を満たせば実施が可能となるものでございます。

ご質問にある、特定地域型保育事業で病児保育を行うことについてでございますが、先に申しました通り、前提条件として、篠栗町が地域型保育事業について、事業者を確認することが必要となります。

この前提となる篠栗町における地域型保育事業への対応でございますが、現在取り組んでいる「ささぐり こども いきいきプラン」における、子ども・子育て支援事業計画の第1期計画の保育事業方針では、町の保育のニーズを基に、認可保育所、及び認定こども園において保育事業を推進することとしており、特定地域型保育事業所が行う比較的小規模な保育事業を平行して推進することは、現時点で計画しておりません。

しかし、本計画は今後の保育需要量の変動や保護者ニーズの変化に対応し、見直しをおこなうことが必要となりますので、特定地域型保育事業への取り組みにつきましても、必要に応じ今後検討していきたいと考えております。

次に、質問の④の「定員の見直しや施設の拡充について」のご質問でございます

が、現在、篠栗町の病児保育事業への取り組みは、粕屋町、久山町と3町で広域連携し、粕屋町の大坪医院に業務を委託して実施しており、利用定員は3名であります。

大坪医院と連携各町とは、病児保育事業の運営について定期的に協議の場を設けており、運営上の課題等についても協議をおこなっているところでございますが、定員の見直しや施設の拡充につきましても、引き続き協議を重ねていきたいと考えております。

最後に、質問の⑤の「他市町の病児保育施設との広域的利用について」のご質問でございますが、まず、糟屋地区の病児保育事業の状況について申し上げますと、広域連携事業として、宇美町、須恵町、志免町の3町が区域内の小児科医院に古賀市と新宮町の1市1町が、古賀市立保育所にそれぞれ1か所で実施されています。

今後の広域連携の進め方としましては、篠栗町、粕屋町、久山町の3町の広域連携により実施している大坪医院での病児保育事業の推進を図っていきながら、さらに、他市町との連携についても、今後の保護者のニーズと費用対効果などを考慮しながら検討を重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（阿高 紀幸） 質問はございますか。

はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） ただいま答弁で、今年が11月末の時点で32人とありますけれども、実際お母さん方から声を聞くのは「子どもが病気でなかなか預けるところが大変だった」という方が結構いらっしゃいます。

大分それで我慢して、自ら休んだりとかありますけれども、今回ですね、今ありましたけれども、「病院や保育所に設置された保育専用スペースを確保した上で」とありますけれども、このですね、病児保育は、今回地域型保育事業には家庭的保育事業と少ない小っちゃい規模でありますけれども、例えば、自分の家の一室で部屋があれば、病気の子を預けられるということは可能なんではないでしょうか。

○副議長（阿高 紀幸） はい、課長。

○こども育成課長（井上 伸一） 病児保育事業につきましては、国の基準で今申し上げました通り、専用の部屋を確保した上で、さらに看護師を配置するということが基準となっております。

その他、小規模保育事業所につきましては、基本的に0歳から2歳までを対応をいたしますので、4歳・5歳になる連携施設との協力も必要となってまいります。

そういった諸条件を全て満たせばですね、病児保育を実施することも可能ではないかと考えております。

○副議長(阿高 紀幸) はい、田辺議員。

○議員(田辺 弘之) 今、最後のほうで、対費用効果と言われましたが、大坪医院に実際にかかっている費用はどのくらいなのでしょう。

○副議長(阿高 紀幸) はい、課長。

○こども育成課長(井上 伸一) 平成28年度ベースでお答えいたします。

事業費は67万1,000円でございます。

○副議長(阿高 紀幸) はい、田辺議員。

○議員(田辺 弘之) 実際に働きに行かれる方は、福岡市内なんかも行かれる方も多いんですね。

他市町の病児保育施設の広域利用に関してですが、一般社団法人 全国病児保育協議会の福岡県の加盟団体は、現在のところ40か所、大坪医院も加入しておりますが、福岡市は15か所あります。

福岡市内に働きに行かれる方も多いと思います。

福岡市との連携は考えられるのでしょうか。

○副議長(阿高 紀幸) はい、課長。

○こども育成課長(井上 伸一) 現在、病児保育につきましては、保護者のニーズが非常に多岐にわたっていることは承知いたしております。

また、そのニーズが非常に多いという事実もございます。

福岡市の病児保育施設におきましても、福岡市の受け入れが非常に大変だということも聞いております。

篠栗町は、福岡市に隣接しておりますので、今後、できる限りそういったところと協議をして、費用対効果を考えながら検討してまいりたいと思います。

○副議長(阿高 紀幸) はい、田辺議員。

○議員(田辺 弘之) 今、お答えがありましたが、実際福岡市内と言っても、その定員は4人から10名なので、できれば、この篠栗町内で施設を確保してもらうために、家庭的保育や居宅訪問型事業などの検討は、今後、考えられますでしょうか。

○副議長(阿高 紀幸) はい、課長。

○こども育成課長(井上 伸一) 先ほど申し上げました通り、本計画は、保護者のニーズ等に伴って随時修正が必要な部分もございます。

今後検討を重ねて、そういった可能性も含めまして検討させていただければと考

えております。

○副議長(阿高 紀幸) よろしいですか。

田辺議員。

○議員(田辺 弘之) 今後とも、風邪も増えてきておりますので、私も今、風邪引いております。できるだけ1日でも早く、よろしく願いいたします。

以上です。

ありがとうございました。

○副議長(阿高 紀幸) 次の質問に入ります。

質問順位5番、古屋 宏治 議員。

○議員(古屋 宏治) 議席番号1番、古屋でございます。

よろしく願いいたします。

本日は、2問質問させていただきます。

1問目は、「春らんまん」に蓮華・菜の花のじゅうたんをプレゼントしてはどうかと思い、質問いたします。

毎年恒例の「春らんまんハイキング」も今年で28回目と毎年多くの方々が参加され盛大なものとなっておりますが、何名ぐらいの方が参加されているのかをご質問いたします。

また、篠栗町のおもてなしとして参加者が歩かれるコース沿いの田んぼに、菜の花の黄色いじゅうたん・蓮華の花を田んぼ一面に咲かせてはいかがかと思えます。

今でも地権者の方には播種をお願いし、ご協力を願っていることはお聞きしておりますが、更なるご協力を願って、参加者があっと驚く風景の素晴らしいおもてなしができないかと思い、質問いたします。

産業観光課長よろしく願いいたします。

○副議長(阿高 紀幸) はい、産業観光課長。

○産業環境課長(黒瀬 英三) 「春の景色。春らんまんに蓮華のじゅうたんをプレゼントしてはどうか」古屋議員の最初のご質問にお答えします。

篠栗春らんまんハイキングは、毎年4月29日の祝日に開催する町の大きなイベントの一つで、既に28回を数えています。

参加者数は、雨天開催時を除き年々増加を重ね、今年は3,387人でした。

ご質問にあります田んぼ一面に咲かせてはどうかといわれる菜の花・レンゲは転作田に作付けする景観形成作物ではありますが、それとは別に水田の地力増進作物として作付けし、利用されることの方が多いためです。

地力増進作物を導入することで、圃場の水はけが改善されること、また、窒素・リン酸・カリウム等の養分が含まれるため、緑肥として鋤き込むことで減肥栽培ができるとともに、土壌の腐植含量を増やす効果があります。

このため町では、レンゲ・コスモス・ヒマワリ・菜の花の4品種について、粕屋農協で注文・購入した種子を水稻生産実施計画書若しくは土地利用型農業活性化対策により、作付けの確認を受けた水田に作付けした場合に限り、その種子代金の全額を補助しています。

また、ここ数年は、はちみつの収量を増やすために久山町の養蜂業者が行っている、粕屋農協を通したレンゲ種子500袋を無償提供する取り組みも利用させてもらっています。

稲刈り後の水田にレンゲや菜の花の種子を蒔き、春先に花が咲き誇る風景は本当に素晴らしいものがあります。

産業観光課では、春らんまんハイキングの開催も所管しておりますので、議員が言われるように田んぼに咲き誇る花々でイベント参加者の皆さんを歓迎したいと考え、これまでも取り組みを進めてまいりました。

菜の花は、開花・見頃共に、春らんまんハイキングよりも相当に早い時期でありますので、ハイキングコース沿いにレンゲを作付けされている農家の方々に、可能な限り鋤き込みをイベント後に実施していただくよう協力要請をしております。

本来、緑肥として最大限の効果を発揮させるには、開花直後の鋤き込みが一番であることにもかかわらず、私どもの希望を受け入れていただき、毎年、町のイベントにご協力いただいているところであります。

今後も継続してまいりたいと思います。

次に、田んぼアートに関しましては、村おこしとして地域を挙げて取り組みを行い、観光客の誘致に成功している事例が見受けられます。

品種の異なる数種類の水稲を同一圃場に作付けすることから、周辺の水田との調整や稲刈り時に農協のカントリーエレベーターを利用することができなくなるといった課題の洗い出しを十分に行い、課題解決の方策等も練った上でなければ、農家への協力要請等は叶わないものと認識していますので、今後検討を試みたいと思います。

以上でございます。

○副議長(阿高 紀幸) 質問はございますか。はい、古屋議員。

○議員(古屋 宏治) 今課長からいただきました通り、町全体で菜の花・レンゲ・そ

の他の花を蒔いていただいているということでございます。

そういう中で、先ほどもありました問題点もございますけども、「春らんまん」に合わせて田鋤をすれば、田鋤の時期がおくれてオオタニシの問題であるとか、トラクターの刃に根が巻きついたり、農家の方も大変ご苦労されていることは十分承知しております。

それで、3,300名を超える町内外からの参加者がいらっしゃるということでございますので、今農家の方もご協力いただいておりますけども、更なるご協力を願ひまして、例えば、各コースの田んぼの周りには本当に花のじゅうたんのよう、菜の花・レンゲを植えていただくように、もう一度、その地域だけでもあっと驚くようなおもてなしができないかと思ひて更なるご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それからすみません、田んぼアートの件でございますけども、春に花のじゅうたん、秋に田んぼのアートを考えてはいかがと思ひております。

平成22年に一度、皆さんもよくご存じであります方の田んぼをお借りしまして、職員互助会の方が手伝われ「アイラブ ささぐり」という田んぼアートを作っております。

田んぼアートも春らんまんハイキングのように、毎年恒例のものにできないかと思ひます。

いかがでしょうか。

○副議長(阿高 紀幸) ただいまの質問に対し、課長。

○産業観光課長(黒瀬 英三) 答弁の中で申しました通り、いろんな諸問題等もありますので、再度、解決課題の方策を持った上で、検討しながら考えていきたいと思ひます。

以上です。

○副議長(阿高 紀幸) はい、古屋議員。

○議員(古屋 宏治) 言われます通り、いろんな問題があると思ひます。

そういう面も含めまして、遊休地を生かし、観光協会と協力して観光集客の一つにしていただきたいと思ひます。

これは一つの例でございますけども、福岡県糸島地区で二丈米の赤米アートや今宿の田んぼアートフェスタなどへ約2,000人の来場者で賑わっていると聞いております。

田んぼアートを見に来ていただいて、町にお金を落としてもらえるとそういう仕

組みを考えられてはいかがでしょうか。

また、全国的には、青森県の田舎館村という地域で田んぼアートを24年やっておられます。

昨年の2015年観覧者数が34万人を超え、展望料収入、大体1人当たり、子ども・大人合わせて100円から200円ですけども、6,200万の収入がっております。

今年の2016年には料金を100円値上げし、1億円を突破するというのを聞いております。

今は稲の種類も多く、7色の絵が描けるようでございます。

町おこしにもつながると思いますので、ぜひ観光協会と一緒に秋のイベントの一つとして、引き続き検討をよろしくお願いいたします。

要望でございます。

続きまして、2問目の質問でございます。

2問目の質問は、今後のまちづくり、次世代につなぐ土地活用について質問いたします。

まず、北地区産業団地開発は、企業誘致、雇用促進が期待され、新しく他市町村からの移住者も期待されると思います。

「篠栗町 まち・ひと・しごと総合戦略」の12ページにも新規雇用の確保、300人目標値とあり、篠栗町人口ビジョンにも2020年までに住宅整備も含め400人弱増加させ、以降は毎年200人前後増加させることを目指すとあります。

産業団地の開発は順調に進んでいると聞いております。

町内の方々も当然多く働かれると思いますが、新しく篠栗町に住みたいと考えてこられる方々の住宅用地はどう整備確保されているのかをお聞きいたします。

それと、町長が言っておられました篠栗町自立宣言「これからの10年間の努力で篠栗町の将来が決まります」と言っていました。

そのことを踏まえ、質問いたします。

篠栗町都市計画マスタープランは、20年後の町の将来を見据えた計画と定められ、一部調整区域は、生活ゾーン、地区計画によって開発可能な地域となっております。

「田園ゾーン」は、市街地の背景となる美しい田園風景の確保を図るとして、田園ゾーンは、農振区域、いわゆる青地区域であり、今でも農家の後継者不足、高齢化が問題となっており、このことは全国的にも大きな問題となっております。

そのような中、篠栗町には、若杉区から尾仲区、乙犬区と約40ヘクタールの農振区域と、尾仲区・津波黒区・和田区との約50ヘクタールの農振区域が指定してあります。

年々農家の担い手が減っており、これからも益々減っていくと思われる中、これだけの農振区域がこれからも必要なのでしょうか。

町の7割が山に囲まれ、誰もがなぜあの平地を開発しないのかと思っていらっしやいます。

地権者の多くの方々も農振が外れないものかと言っておられます。

法的に大変難しいことはわかっておりますが、他の市町村では農振区域解除による土地の有効利用を図っておられます。

篠栗町でも農振解除を計画する時期に来ているのではないかと思います。

宅地化になれば税収も増え財源確保に繋がります。

開発計画を始めても10年、15年にかかる区域であり、将来を見据えたまちづくり、時代の流れとともに変化していく環境の中、次世代へ繋ぐ土地活用が必要ではないかと思い、田園ゾーンの農振区域の見直しを考えてはいかがかと思って質問いたします。

以上でございます。

○副議長（阿高 紀幸） 通告2問目に対し、三浦町長、先に答弁をお願いします。

○町長（三浦 正） 古屋議員の2番目のご質問について、まず私から答弁いたしますが、津波黒地区に計画しております北地区産業団地開発事業では、ただいま、お話がありましたように企業誘致し、そしてまた雇用を創出するという事で、地域創生総合戦略に掲げる「安定した雇用を創出する」という項目の実現に向けて、都市計画の手續を現在進めているところでございます。

農振地域に関する開発のことでご質問をいただいておりますので、詳細な内容につきましては、まず産業観光課長から答弁をさせますのでよろしくお願ひいたします。

○副議長（阿高 紀幸） 産業観光課長。

○産業観光課長（黒瀬 英三） 産業観光課よりお答えいたします。

ご質問にありますように、被雇用者の方が移住される場合には、その受け皿となる新たな住居地域を設定することも、今検討しておるところであります。

次に、「田園ゾーン農振区域の見直しができないか」とのお尋ねですが、ご承知のように「篠栗町都市計画マスタープラン」は、篠栗町の都市づくりの基本的な方

針を示すものとして、福岡県が都市計画区域ごとに定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即するものとするとともに、篠栗町における都市づくりの上位計画である「篠栗町総合計画」やその他、都市づくりに関連する各種計画との整合性を図り策定するものであります。

現行のマスタープランは、平成24年を基準年次とし、20年後の平成44年を目標に見据えた都市づくりの方針を示したものです。

なお、10年後の平成34年を中間年次と位置づけ、社会状況の変化や時代のニーズ等を踏まえ、必要な検証を行うこととしておりますので、その中であらゆる意見を拝聴しながら、次の20年後を見据え検討すべきものであると考えております。

以上でございます。

○副議長(阿高 紀幸) 質問ございますか。

はい、古屋議員。

○議員(古屋 宏治) 篠栗町の総合計画等で今いろいろ計画をされておられると思いますが、この農振区域の解除につきましては、非常に厳しい法律の中でされております。

そういう中で、20年後を見据えた計画をされるのであれば、今からやっぱり農振区域の見直しをやらないと、これは簡単に5年、6年で出来上がるようなもんじゃございませんので、できましたら、もう直ぐにでも、そういう見直しをしていただいて、今後の篠栗町の未来、若者をどういうふうにまちづくりをしていけば、若い方々が町に住んでいただけるかということを考えることが1番大事なことだと思いますので、是非これからじゃなくて、できましたら今日からでも、そういう農振区域の見直し、これは本当に農家の方も、これから先、担い手がどんどんどんどん減っていく後継者が減っていくという中で、農家の方にとっても非常に厳しい問題になってきております。

今、言ってます農振区域というのは青地区域、そのほかにも調整区域の白地区域というのがありますけれども、白地区域につきましては資材置き場等に変更可能でございます。

また、今回も地区計画の中に入っておりますけれども、そういうことでいろんな計画が可能でございますけれども、この一番、農地の中でも厳しい青地区域というのは、本当に、田んぼ・畑、そういうものにしかできない地域になっております。

篠栗町を若杉山から見たときに、本当にその町の7割が山で平地の殆どを今申しました40ヘクタール、50ヘクタールの農地が占めております。

やはりそういう平地の部分から開発していくことが一番大事なことじゃないかなと思いますので、是非、このことにつきましては、今計画してありますいろんな篠栗町総合計画でありますとか、そういうものの中にでもすぐにでも入れていただいて検討していただけないでしょうか。

質問いたします。

○副議長(阿高 紀幸) はい、三浦町長。

○町長(三浦 正) ただいまのご質問でございますが、議員の中から度々お話がありました「篠栗町都市計画マスタープラン」、これについては、平成27年3月に作り上げまして27年4月から施行してるわけでございますが、その中で10年を目処に中間年次を定めて見直していくと、平成34年を目処としていくわけでございますが、その具体的な事業として、今、北産業団地の開発、それから、国道201号線沿いの農地を中心とした産業業務地として予定しているゾーンの開発、この辺を一つ一つ地区計画を張っていきながら、県の都市計画委員会と協議を重ねて、具体的なものにしていく段取りを今、進めているところでございます。

これにつきましては、順次、形となって皆様方にご実感いただけるものとなると確信しております。

今お話のゾーンにつきましては、それ以外の県道607号線南側40ヘクタール、北側の50ヘクタール等々につきましてはの開発のことでございますが、これにつきましては、今お話がありましたように、「遠い将来しっかりビジョンを持った形で今から絵を描き始めないと、かなり年数がかかりますよ」という面でのご指摘であらうかと思っておりますので、まずは、役場内でこの現在のマスタープランの後にどういうふうな絵を描いていくかということも含めて考えていきながら、いずれまた、今回マスタープランの策定委員会の際に、学識経験者をはじめ、それから地域内の住民の人たちと一緒に協議を重ねてまいったわけですが、そういう場も作りながら、将来のまちづくりのアイデアを出していただきながら、この農地をどうしていくかっていうことも考えてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○副議長(阿高 紀幸) はい、古屋議員。

○議員(古屋 宏治) これは、要望になってしまうんですけども、そういうふうな場を設けていただいて、今後そういう農振区域の見直しをしていただくということでございますので、例えば一つの案として、例えば、尾仲区、津波黒区、和田区の路線の線路から、多々良川までの50ヘクタールの農振区域を区画整理事業という開発手法の一つでありまして、農業を続けたい方は農業ゾーン、貸したい方は賃貸

ゾーン、売りたい方は売却ゾーン、商業・住宅・公園・貸し倉庫・農地等と区画割りを整理することによって、新たな町並み形成ができ、安全で豊かな生活ができる新しいまちづくりができると思っております。

イメージ的には、春日のゴルフ場跡の春日フォレストシティであるとか、新宮町の沖田の区画整理事業でありますとか、ああ言う明るいイメージのきれいなまちづくりをしていただければ、若い世代の流入が増えるんじゃないかと思えます。

また、さまざまな税収アップに繋がると思いますので、是非とも今後、この地域の開発の計画をしていただければと思えます。

また、そういう大型開発になりましたら、もしかしたら、あそこら辺に駅ができる可能性もあるんじゃないかなと期待してご要望いたします。

以上でございます。

○副議長（阿高 紀幸） はい、要望ですね。

一般質問が1時間20分になりましたので、ここで、ちょっと暫時休憩を10分間休憩したいと思います。

（休憩 午前11時22分～午前11時32分）

○副議長（阿高 紀幸） 再開します。

質問順位6番、横山久義議員。

○議員（横山 久義） 議席番号6番、横山でございます。

10月の初めのことでしょうか。

町長の_____が設置されました。

_____が一新されたことにも、少し驚きましたが、私の目にとまったのは、そのキャッチフレーズであります。「篠栗町自立宣言」と記されておりました。

この宣言の解釈は、2通りあるかと思っております。一つは、この12年間努力し、やっこの町を自立させるに至ったと、その実績を誇示する意味にもとれますし、もうひとつはこれからこの町を自立させることに、全力を挙げるとの、宣言と解釈することもできます。

しかし、本議会冒頭の町長の挨拶を伺い、この宣言が、町の未来に向けたものであり、言い方を変えれば、町長が強い決意で、今後の町政運営に臨む覚悟だと受け取り、次のような質問を行いたいと思えます。

まず初めに、自立宣言の意味についてお伺いをいたします。

町長の_____は、多くの町民の方が見てあるようですが、この自立宣言の真意をはかりかね、「自分たちは税金はきちんと納め仕事もしっかりとやっている。もし、自立していないのであれば、それは、町のほうではないかと」厳しく指摘する人もいます。

もちろんこの場合の町とは、町執行部を指すことは言うまでもありませんが、批判の対象に、議会も含まれていると私は受けとめております。

また「この12年間で実現できなかったことが、これから、できるとは思えない」と、辛口の発言を聞かされることもあります。

これらの町に対する厳しい指摘は、町の現状から判断すると、的を射ていると言わざるを得ません。

町長はこれからの10年間で、我が町にとって重要であると主張されますが、私は、これまでの12年間のほうがもっと重要だったとっております。

この12年を振り返ると、まだまだ増やせる時期だったにもかかわらず、人口は微増にとどまっていますし、財政の硬直度を示す財政収支比率は、平成16年度81.9%だったものが、平成27年度は94.3%と急激に悪化しております。

経常収支比率が、全国的に悪化する傾向にあることは承知していますが、平成16年度は、糟屋地区で上から2番目と良好だった数値が、27年度は、悪いほうから2番目になっていることから、その深刻さがお分かりいただけるものと思っております。

離陸しようとする飛行機に例えますと、我が町は12年間かけ滑走し続けている状態でしょうか。滑走に要する時間が余りにも長過ぎると思います。

恐らく町長は、この実態を踏まえ、我が町が自立できてないと判断されていると思いますが、自立している、していないは、どうしても、主観的な判断にならざるを得ません。

ですから、町長の判断として、我が町が自立してないと思われる根拠を示していただきたいと思っております。

また、町長が考えられる自立した状態がどのようなものであるかを、簡潔に数値であらわせるものは数値でもって教えていただきたいと思っております。

次は、自立に向けた取り組みについてお尋ねをいたします。

議会冒頭の説明では、時間の制約もあったのでしょう。総論的な説明に終始したように思います。ですから、ここではもっと掘り下げた具体的な方策を説明願いたいと思っております。

次は、今後4年間の展望についてお尋ねをいたします。自立に向けての取り組みは、生半かな考えでは到底達成できるものではありません。

ですから、先ほどの飛行機の例えの続きをお話ししますと、推進力が十分でない今の状態で、操縦かんを引き、離陸を試みることは非常に危険だと考えます。

勇気を持って、まずは原点に戻り、再度、滑走を試みるべきだと考えます。

そして、その際、この飛行機が飛行に耐えられるかどうかをあわせて、入念にチェックする必要があるかと思えます。

再スタートの準備にも、時間が必要でしょうから、この4年間は、スピード感を持って、対処してもらわなければならないと思えます。

何をどこまで達成するつもりなのかを、明らかにしていただきたいと思えます。

以上です。

○副議長（阿高 紀幸） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） はい、それでは横山議員の「篠栗町自立宣言」の主旨及び具体策についてということで、御質問がございましたので、それについて答弁いたしますが、そもそも、一般質問とは、行政全般の課題について、議会において議員の皆様が質問し、それに対して、町長あるいは担当課長において、町民に理解していただけるように答弁し、説明するものと心得ております。またそういうふうに理解しているところでございます。

たびたび引用しております議員必携におきましても、1、質問とはという項目がございますが、町村の重要な意思を決定し、住民に代わって行政全般の行財政の運営を監視する機能を有する議会の構成員である議員が、行財政全般について、執行機関の所信や疑義をいつでも質すことができないと、その職務を十分果たすことができないことから、議員固有の機能として与えられているものと規定しているものでございます。

私と、私の後援会が選挙に向けて発信するために_____の文言についての御質問をいただき、こういうことは、いささかこの本会議の一般質問の趣旨にそぐわないと考えているところでございまして、本来ならば、質問通告が出された際に、一般質問として妥当かどうか、議長、議会事務局において慎重に検討されるべきであったのではなからうかと思えますが、議長が病氣療養中ということもあり、そこに至らなかったことは、大変残念な気持ちでございます。

議会運営における今後の課題としていただければと考えているところでございま

す。

さて、私は本定例会の就任挨拶でこう申し上げました。

今回の選挙で、私は「篠栗町自立宣言、これからの10年間の努力で、篠栗町の将来が決まります」と言い続けてまいりました。

そして具体的には、篠栗町地方創生「篠栗町・まち・ひと・しごと創生総合戦略」の完遂、対話のまちづくりの実践を2本柱に、企業立地による税収増加や雇用の増大と、働き手世代人口の流入等による、自主財源比率の向上を目指しながら、もう一つの政策であります、対話のまちづくりにより、住民の皆様の素直な気持ちを図りながら、丁寧な行財政運営を進めたいとの思いを伝えてまいりました。

先細りする地方交付税に頼ることから脱却し、さまざまな知恵を出して自主財源を増加させる。そのような取り組みの積み重ねを象徴するフレーズとして「篠栗町自立心宣言、これからの10年間の努力で、篠栗町の将来が決まります」という表現をいたしました。

私の後援会、支持する人々に対するメッセージとして、そのような取り組みの積み重ねを象徴するフレーズとして用いた言葉について、選挙が終わった後から、実際は無投票再選となったわけですが、わかりにくいから詳細に説明せよ、というのは若干おかしいのではないかというふうに思います。

私は、6月17日に開催いたしました記者発表の席で、立候補への思いをこう語りました。時間が長くなりますが、立候補への思いというものをここであえて読みますが、

私は町長という職は4年間の任期が全てであると考えています。

今年11月に任期が満了するこの4年間は、新たな総合計画「ささぐりみんなの道標（まちしるべ）」をつくり「都市計画マスタープラン」を改定して、これまで、ある意味において自然体に任せていた、手をつけなかった篠栗町全体の将来の姿を変化させようと、その仕掛けづくりを始めました。

そうした篠栗町の取り組みと歩調を合わせたかのように、平成26年度末、国は地方創生政策を発表し、それに基づき、篠栗町も「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、将来の人口減少を食いとめるべく、5年間、これは2019年度までですが、5年間の戦略のスタートを切りました。

まちづくりは、数十年先を見据えた上で、4年間での持続可能な仕掛けを、一つ一つ作り上げていくことこそ、重要なポイントであると考えます。

誰が引き継ぐにしろ、長期ビジョンに裏づけされた揺るぎない仕掛けづくりこそ、

4年間の任期に任された、大事なまちづくりと考えているところでございます。

私は自らのまちづくりが道半ばであるので、再度、次の4年間に挑戦したいという表現は好みません。

長期ビジョンに裏づけされた、持続可能な仕掛けづくりのために、篠栗町の町民の幸せのために、新たな思いで、11月の町長選挙に立候補する決意ですと申し上げたものでございます。

この思いを実現するために4年間で目指すこととして、自主財源の増加を図り、できるだけ交付税に頼らない行財政運営を行う、篠栗町人口ビジョンの達成に向けた「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の実践で揺るぎない篠栗町の個性の確立を目指す、森林セラピー基地の持つ、自然とお遍路の歴史を財産に、観光事業を進化させ、交流人口の増加による経済効果を狙う、これまでの「説明責任をしっかりと果たす」から、対話を大事にして、町民の皆様のお気持ちを感じ取る行政への転換を図るということを6月17日に発信したわけでございます。

その象徴的表現として「篠栗町自立宣言」と書いたわけでございます。

以前から私は、できるだけ国に頼らないまちづくりを目指してまいりました。

国が2015年から19年の政策目標・施策を策定し進めております、地方創生「まち・ひと・しごと創生総合戦略」も地方自治全体の自立を促した施策であります。

篠栗町の将来が安全安心で住みやすいまちとなるよう、住民自からが知恵を出し考え、責任をもってこの戦略を推進していくというメッセージを発信したもので、現時点において、執行機関の総意として詳細に数値化しているわけではございませんのでお答えすることは控えさせていただきます。

これからの4年間、年度の施政方針、予算を説明し御審議いただく中で、逐次御説明してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○副議長（阿高 紀幸） ただいまの答弁に対して質問ございますか。横山議員。

○議員（横山 久義） ただいま、多岐にわたって答弁をいただいたわけですが、今までもそうでしょうけども、今後のまちづくりを考える場合、どうしても、無視できないのは、人口の、将来の人口をどうするのかということだろうと思います。

ですから、第5次総合計画にしても、都市計画マスタープランにしても、今町長が言われた、戦略にしてもですね。必ず、将来の目標の人口が記してあります。

これは将来の人口を、ただ単に予想するものでありません。目標として掲げているものだと思っております、第5次総合計画、確か、来年度で、5カ年計画の最後

の年度になると思うんですけども、この5カ年で、1,100人以上の人口増を予定してるっていうか、目標に掲げてます。

しかし、先の5年間で、我が町の人口は逆に、80人近く減少してるわけです。私はそういうことを申し上げたいんです。

いろいろと計画もある。マスタープランもする。長期の戦略、創生の戦略もやる。それはいいんです。しかし、その中でどうしても、人口というものが無視できない。それはやはり、執行部も町長だけじゃないですね。執行部の皆さん方が肝に銘じて、そして「目標値として、常に頭においておかないといけないことではないだろうか」ということを思っております。

我が国は、今後、いずれ全体的に人口が減るだろうと、東京都でも、いずれは減っていくというふうに言われています。これはやむを得ないことかもしれない。

しかし、我が町は、今は減るときじゃないと思う。今はできるだけ増えるとき、もっともっと増やさなきゃいけない。その時期が、そんなに長く続くと私は思いません。

ですから、増やすことができるときにですね、がむしゃらに増やしていく、そしてそれがやがて、全国での傾向で、減少していく。そういうことを、いわゆる2060年までの人口ビジョンではうたってある「何も手を加えないと2万5,000人ちょっとに減りますよ」と、しかしそれを「頑張って、いろんな施策で頑張って、2万9,000人にしましょう」と、いうことだったと思うんです。

しかし、それをやるにはですね。ここ数年間で何百人、極端にいったら、千何百人という人間を、人口を増やさないと、そういうことは達成できないんです。

だからそういう、その計画だとか、マスタープランのだとか、そういうものをですね、もちろんつくって、それに推進してくると、これは、当たり前のことですが、その中の基本となる人口というものを常に意識してですね、本当に計画を練られてるのかなというふうな心配もいたします。

来年度末には第5次総合計画の、いわゆる「実際どうだった」その結果をですね、審議しなければいけないんじゃないかなと、議会もですね。

その時にどういうふうに説明されるのかわかりませんが、だから私は、過去の今までのことがですね。もう、いくら今言たって仕方ない。

しかし今後本当に、その篠栗の将来を考えるのであればですね。今までのようなことではだめだと私は思います、執行部も、だから、よほどの覚悟を持ってですね。やはり、取り組んでいってもらわないと。

確かに、食品団地をですね。まず、とにかく自主財源をふやそうと、これは大事なことだと思うんですね。だからそういうことは確かにやられてる。しかしそれだけではやはり、まだまだだと思います。

本当は、もっと細かなことを、聞こうと思ったんですけども、まあ、そういう総論的なことになりますけれども、せっかくいろんな計画、マスタープランあります。それに沿ってですね、今後、できるだけ、完全にそれに沿った形で実現するとは言いませんけども、それを尊重してですね。それに沿った形で、常にやってもらいたいなというふうに思っております。

最後、町長にはですね。当然そういう気持ちでやられると思いますけども、確認の意味でですね、その決意のほどを、お聞かせ願えればと思います。

○副議長（阿高 紀幸） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） はい、ただいま再質問をいただきましたが、私どもは今、いわゆる国の「地方創生におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略」これを第1の私どもの政策課題として、篠栗町において、2060年のただいまお話がありました人口ビジョン、それから「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」2019年度までの、「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」をですね、しっかりとやっていこうということで、19項目の課題があるわけですが、早速、11月30日新たな日に就任した後、すぐに私は、各課の課長、それから課長補佐に、個別の指示をしたところでございます。

これについてはまた個別の項目についてチェックをいただきながら、できるだけいいましようか、2019年度に「これは本当に成功事例としてうまくいったな」というふうになるように、そしてこれが間違いなく2060年の2万9,000人をつくり上げる基礎の力となるわけですから、そのように今回の4年間をしっかりと形にできるべく努力してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議員（横山 久義） 以上で終わります。

○副議長（阿高 紀幸） 次の質問順位にまいります。

7番、松田國守議員。

○議員（松田 國守） はい、議席番号10番、松田でございます。

先ほど、古屋議員が同じような質問しましたので、少し色合わせた質問になると思いますけども、よろしく願いいたします201号線沿いの計画的活用区域にSSDDSを、利用地をとということでございます。

これはセルフサービスディスカウントデパートメントストアということの略でございます。これは50年ぐらい前から展開されてきた、商業施設でございます。

11月13日、三浦町長は無投票にて4選を果たされました。心よりお祝い申し上げます。町長は、これまでは、財政再建への我慢の12年だったが、これからは積極的に仕掛ける政策へと、転換の意思を述べておられます。私も議員として、是々非々をもって、これに呼応して支援してまいりたいと思っておるところでございます。また、住民の皆さんも大いに期待を寄せておられます。

ところで、現在、篠栗町都市計画マスタープランの地域別構想で「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目玉とも言える、篠栗北地区産業団地開発の地区計画や開発設計等々がただいま進められております。

先月住民説明会も終わり、いよいよ29年度には工事に着手され、にわかに町が活気づくことになると思います。

町は平成25年の8月、住民アンケート調査を皮切りに、27年3月まで5回のマスタープラン改定委員会を開催し、その結果を踏まえ、綿密で、実現性の高いプランが策定されております。

そのマスタープランにある201号線沿いの北勢門小学校付近以西の計画的活用を検討する区域の開発についてお尋ねします。

マスタープランの、北勢門地域づくり基本方針の一つに、住宅地域の近くに多々良川の水辺や、篠栗九大の森を初めとした豊かな自然に触れられ、快適な居住環境が育まれるとともに、住宅地に隣接した産業業務地が立地することで、食住が共存することによる活力あるまちづくりの実現を目指すとうたわれております。

そこで二つの質問をいたします。一つ目は、この区域の開発に当たって、県の開発指導要綱を踏まえなければならないのは当然でございますが、地権者や事業者の協力が不可欠であります。

町としては、計画的活用にどのようにかかわっていかれるのか、まずはお尋ねいたします。

○副議長（阿高 紀幸） 松田議員、二つ目の地域の件についても一緒に質問いたします。

○議員（松田 國守） わけてしたかったんですが、はい、そうしましょう。

二つ目は、これも関連しますので、まとめてということでございましょうが、この区域、特に和田地域でございますが、高齢化が、非常に進んでおります。独居の高齢者も増えております。

近くに、スーパーなど、商業施設がないので、買い物難民も増えております。住民は歩いて行ける距離に商業施設を切望しております。歩いてや自転車に乗っての買い物は適度な運動にもなり、今社会問題となっております、事故率の高い、高齢ドライバーの免許証、自主返納の一助にもなると考えます。

なお、商業施設のかたわらに鯉を生かした池など、周りにベンチを配して、そういう場があれば、買い物・運動・憩いの三位一体の快適な生活環境が整い、日常生活の利便性が高まります。健康寿命も延び介護認定率もさらに下がるものと思います。

このような開発を仕掛けられては、いかがかと思いますが、町長の御見解を求めます。以上。

○副議長（阿高 紀幸） はい、ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） はい。

松田議員から 「201号線の計画的活用区域にSSDDSの誘致を」ということで、二つの項目について御質問をいただきました。

二つの項目を順次、私のほうから、まず答弁をいたしますのでよろしくお願いたします。

「国道201号沿道の北勢門小学校、付近以西の計画的活用を検討する区域の開発に際し、町はどのように関わっていただけるか」という御質問がまずございました。御質問にありますように、平成27年3月に篠栗町都市計画マスタープランが策定されまして、その中に、国道201号線沿いを主とした、計画的活用を検討する区域については、都市計画区域のうち、市街化調整区域に該当する区域でございます。

市街化調整区域は、本来市街化を促進しない大型開発等を抑制する地域でございますが、全国的な人口減少、少子高齢化社会の到来等から、本町といたしましても、第5次篠栗町総合計画「ささぐりみんなの道標」にうたっておりますように、住環境の充実や、雇用の場の確保を図り、特に15歳から64歳の生産年齢人口の減少を食い止める対策を模索していかねばなりません。

そこで、地方創生の総合戦略でございます「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取り組みにも掲げております安定した雇用を創出する目標を実現するため、篠栗北地区に産業団地を形成し、企業誘致による雇用の促進を図っているところでございます。

現在はその開発をするために、農政局や県担当課の指導を受けて、市街化区域編

入と同時に、用途地域と地区計画を設定する手続を進めているところでございます。

そして、総論的には本町の都市計画マスタープランは、20年後の平成44年を見据えた都市づくりの方針を示しておりますことから、当該地は「産業業務地」、当該地というのは、先ほど松田議員からお話がありました、201号線の沿道沿いのところでございますが、産業業務地として、計画的活用を検討する地域としていくところでございます。

当然でございますが、地権者の理解と協力が必要であり、また周辺住民も含めた利用者の同意も必要でございます。

町といたしましては、土地所有者等が同意されることを第1に考えながら、町として、この産業業務地をどういう形にしていきたいかということをしてですね。北産業団地の後に、今度は県の都市計画課に事前に相談していきながら、それぞれの地域の特性に応じた土地利用の実現を目指すことを目標に考えているところでございます。

2の国道201号線沿道の北勢門小学校付近以西の計画的活用を検討する区域に商業施設誘致を質問にお答えいたします。

当該地区は住宅団地や工業団地があり、さらに自然を生かした九大の森公園もございます。

御質問にありますように、SSDDSとは、セルフサービスディスカウントデパートメントストアで、この場合は、スーパーマーケットや、ディスカウントストアが適当というふうに思われると解しますが、買い物する商業施設については民間企業を促し、進出してほしいと考えておりますので、これから周辺住民の意向も把握しながら、地域の開発、発展を目指しております。

その際前提となりますのは、本町のマスタープランにおける産業業務地の網掛けゾーンの福岡県都市計画課に、事前相談を行って、最終的には、福岡県の都市計画審議会、まあ事前に、篠栗町の都市計画審議会の決定があるわけですか、それをもとに、福岡県の都市計画審議会における決定を待って、本格的な開発になっていくわけでございます。

その際には、マスタープランで示しておる方針とともに、今お話がありましたような、地域のニーズを積極的に取り入れた、産業業務地となるような、私どもの都市計画案をまず、県と相談していきながら、いずれ実現できるようにですね、私どもも取り組んでまいりたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

○副議長（阿高 紀幸） ただいまの答弁に対し質問はございますか。

はい、松田議員。

○議員（松田 國守） これからです。年度末に向かって、各課ともですね、豊富な時期にかかります。この、特に開発関連の部署におきましては、許可申請等々で、福岡県などの協議、あるいは折衝、諸書類作成提出、誘致企業や関連事業者との協議、あるいは部署内協議、毎日御苦労さまでございます。

ところで、これらは専門性の高い職務で、経験を積んだものでも大変な職務と聞いております。

現状の職員数で十分な職務遂行ができるのかと、心配しておりますが、心配無用でございましょうか、お願いします。

○副議長（阿高 紀幸） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） はい、私ども都市計画係が、都市計画課にあるわけですが、今回のような北産業団地の開発に伴う都市計画素案といいたいでしょうかそれについては、全体の大きな予算の中で、私どもは都市計画を専門とする業者に委託しながら協議を重ねて、町の思いを伝えていながら形づくったものでございます。

大きな仕掛けをする際には、そういう場合の専門的な知恵も借りながら、基本的には、町の都市計画係で協議していながら進めていくという、北産業団地で取り組んだ手法を継続しながら、新たなゾーンの開発に向けて、計画づくりをしてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○副議長（阿高 紀幸） 松田議員。

○議員（松田 國守） 先ほどの答弁でございますが、開発するためにはですね、農政局や、県の担当課の指導を受けていくということで、いろいろ市街化区域編入とかですね、用途地域と地区計画を設定する手続とか、そういったものが進められるわけですが、これからのですね、10年間、というのは、町の将来を左右する最も大切な期間と心得ます。

そういうことで、この際ですね、そうした職務に堪能な人材補充に投資をするとか、あるいは専従やコンサル等を、県庁に張りつけるくらいの仕掛けをしてはというふうに考えますが、町長の御見解をお願いします。

○副議長（阿高 紀幸） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） そのようなお考えもあるかと思いますが、相当のコストもかかっていくことでもございますので、その辺のところは協議をして、担当課と協議していながら、場合に応じながら取り組んでいくという手法で乗り切ることができればと考えております。

また、それ以上の、タスクが出てくるというような状況になったときには、また、今お話のようなことも検討していきたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

○議員（松田 國守） 終わります。

○副議長（阿高 紀幸） お諮りします。

12時になりましたけどですね、あと2人、ということで、荒牧議員。
続けてよろしいでしょうか。

○議員（荒牧 泰範） 休憩動議。

○副議長（阿高 紀幸） ほかの意見は。あのお昼でございますので、はい。

○議員（松田 國守） 傍聴者もいらっしゃるから、続けたらどうですか。

○副議長（阿高 紀幸） このまま続けたほうがいいという方、挙手をお願いします。

○副議長（阿高 紀幸） 少ないな、これでお昼でございますので、1時まで休憩いたしたいと思います。

よろしくをお願いします。

（休憩 午後0時08分～午後1時00分）

○副議長（阿高 紀幸） はい、それでは一般質問を再開いたします。

質問順位、8番、大楠議員。

○議員（大楠 英志） はい、議席番号8番、大楠英志でございます。

ふるさと納税制度の充実で町の活性化をについて、質問します。

平成27年6月議会において、「ふるさと納税で町の財源確保と活性化を」のタイトルで一般質問を行いました。財源確保と地域の活性化には、ふるさと納税制度の充実が最適だと考えますので、再度質問をいたします。

先般、10月に平戸市を訪問して、ふるさと納税に関する視察研修をしてまいりました。

平戸市におかれましては、平成26年度14億6,000万円で、ふるさと納税全国1位になられ、27年度は25億9,500万円で全国7位と多額の税外収入を得て、財源確保と地域の活性化を図っております。

平戸の黒田市長が自費出版された、「平戸市はなぜ、ふるさと納税で、日本一になれたのか」の本を、粕屋町で講演された際に購入し、読ませていただきました。

ふるさと納税への取り組みに対する市長の熱意と、リーダーシップに感銘を受け、

敬意を表する1人であります。

平戸市は、豊富な海洋資源に恵まれた地域で、篠栗町とは単純な比較はできませんが、大変参考になり、有意義な研修でありました。

そこで、質問をします。先の一般質問の答弁で、平成20年4月までのふるさと納税制度、もとい、平成20年4月のふるさと納税制度の施行以来、27年5月までに9名の方から延べ25件、318万4,000円の寄附があったとの報告を受けていました。

その後の寄付状況を尋ねます。

あわせて、制度の発足以来、町内からふるさとや、他の地域に、ふるさと納税を行われた件数と、寄附金額、所得税、税住民税の控除額を尋ねます。

前回の答弁で「今後ふるさと納税による税外収入を確保するには、持続可能な地盤整備が必要である」とのことでしたが、どのように取り組んでいくのか、また取り組む姿勢等、具体的な方策を尋ねます。

視察研修では、黒田市長から直接話を聞くこともできました。市長は「ふるさと納税による、人づくりと物づくりは、地方創生の切り札です」とのことでした。

ふるさと納税を充実させるには、人材の確保と企画、実践力ではないでしょうか。専従の職員がいて、ふるさと納税のプロデュースが必要と思います。

ここは、トップである三浦町長の度量と、信頼感が試されるところでございますが、町長の考えを尋ねます。

以上です。

○副議長（阿高 紀幸） それでは答弁を三浦町長お願いいたします。

○町長（三浦 正） 「ふるさと納税制度の充実で、町の活性化を」という大楠議員の御質問にお答えいたします。

ふるさと納税に関しましては、議員から何度か御質問をいただいております。また、ただいまもお話がありましたように、議員御自身も、先進地、いい地域に視察に行かれたり、講演会等に御参加されたりして、その都度、新しい情報を、担当課に御提供いただいておりますことに、感謝申し上げます。

御質問については、まちづくり課長から、項目ごとに答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（阿高 紀幸） それでは、まちづくり課長、答弁お願いします。

○まちづくり課長（松田 秀幹） はい、それでは「ふるさと納税制度の充実で町の

活性化を」についてお答えいたします。

まずは、本庁への平成27年5月以降のふるさと寄附金状況であります。平成27年度から、平成28年11月末までの寄附者は、18名で、寄付金総額は95万円となっております。

本町におきましても、平成28年4月から1万円以上寄附された方で、希望される方に感謝の気持ちとして返礼品の贈呈を始めたところで、制度開始以来、12名の方から申し込みがあり、昨年度までと比べ寄付者の増加が見られております。

次に、制度発足以来、町内から、他市町へふるさと納税を行った方の状況でございますが、平成22年度以前のデータはありませんが、平成23年から27年までの5カ年間では、延べ356件、寄付金総額は2,585万4,000円、町民税控除税額は902万2,000円となっております。

他市町への寄附額が、本町への寄付額をかなり上回っており、さらには、町民税控除税額の寄附金額を上回っていることから、本町への寄附金をふやすことが喫緊の課題となっております。

現在、本町の返礼品は4品程度であり、今後は、魅力的な返礼品メニューを開発することはもちろんのこと、品物に特化しないサービスを取り入れたメニューとして、シルバー人材センターの維持管理業務や、観光協会の森林セラピーツアー、霊場体験、旅館宿泊等の体験型メニューを関係機関と連携し、個性的な感謝の品を開発したいと考えております。

また多額のふるさと寄附金を得ている市町村を見ますと、多彩な品ぞろえと、インターネットを介したクレジット決済を導入しておりますが、本町はその段階まで至っておりません。このようなことから、来年度に向けて返礼品メニューの充実とあわせて、寄附者にとって便利なシステムづくりを進めていきたいと考えております。

具体的には、ふるさと寄附金納税サイトへの加入と、クレジット決済を導入し、ワンストップでふるさと納税ができるようなシステムの構築を考えておりますが、多額の経費もかかりますので、費用対効果を考慮し、検討しているところでございます。

最後に、「ふるさと納税を充実させるには、人材の確保と企画・実践力ではないか」「専従の職員が必要ではないか」との議員の御意見をいただいておりますが、本町では、返礼品制度を始めたばかりで、専従職員を充実させるほどの寄附金額や、件数に達していないため、もう少し状況を見ながら検討したいと考えております。

以上でございます。

○副議長（阿高 紀幸） 質問ございますか。

はい。大楠委員。

○議員（大楠 英志） 再質問でございますが、研修に行ったときですね。平戸市の物産拠点であります「平戸瀬戸市場」を尋ねました。

店長から、当初計画は、年間売り上げが2億円を目標にしておりましたが、今では、10億円の売上額とのことで、そのうち2億円が、ふるさと納税の返礼品という説明を受けております。

1階がですね、野菜・魚の直売所、2階がレストランになっていまして、駐車場は、もう満杯で、1階も2階も大変なお客さんで、活気に満ちておりました。

平戸市におかれましても、当初はですね、物と量が揃わずに、少量の品物をですね、セットにして、季節限定の商品とかを用意してですね、それが却って「平戸ブランド」として、定着したということでした。

篠栗町においてはですね、観光協会等で、特産品等の開発が進められておりましたが、これの進捗状況ですね、先ほど、返礼品を始めたと言って、来年に向けて、という決意が述べておられましたが、何かこう、目玉になるような、商品がありましたら、お知らせいただきたいと思います。

やっぱり、篠栗町はお礼の品物が少ないと聞きますが、やはりここはですね、地域の知恵比べだと思うわけです。

町長の冒頭の挨拶にもありましたように、思いがあればですね、いろんなアイデアが出てくるのではないのでしょうか。

篠栗町の商工業者、農家、町民の方の知恵と力を結集するべきであると考えますが、前向きな答弁を担当課長、町長、あわせてお願いいたします。

○副議長（阿高 紀幸） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 私のほうから、ただいまの再質問についてお答えいたします。

観光協会と今度の14日にですね、本件も含めた、観光業観光協会の業務全般について、協議をすることとしておりますが、ただいまの大楠議員の御質問に合わせて、ふるさと納税に対する、私どもの返礼品の品揃えについて、再度私からもアイデアを出して、今のお話のような方向性で進めるようにしたいと考えたところでございます。

いろんな品物等々につきましては、お申し出があつてる業者もあるわけですが、現時点では町内の産品に限るといふようなことをしておる関係で少

し、そのバリエーションに何となく、他の自治体に比べて見劣りするような状況がございますので、規則等も改正しながらですね、インターネット上に一覧表で出すということになり、あるいはクレジット決済もするということになれば、皆様方の目に届きやすいようにですね、いろんな品揃えをしていくこともあろうかと思えます。

まさに知恵比べであるというふうなことをしっかりと認識した上でこれまで以上に、ふるさと納税制度についてですね、取り組んでまいりたいと思えますのでよろしく申し上げます。

○副議長（阿高 紀幸） 質問ありますか。はい。

○議員（大楠 英志） 先ほどの答弁の中でですね。

町民税控除額は902万2,000円ということで、寄附をいただいたのが、670万余りですかね。福岡市等から比較しますと、そこそこ頑張ってるような気がいたしますが、大体、寄付総額がですね、まだまだ少ないなと思っております。

11月26日のですね、新聞記事に、「春日市ふるさと納税、好調」という記事が載っております。これは9月スタートしたそうで「春日ふるさと応援寄付金」ということが、これが500万円の見込みに対してですね、既に、1億円以上で、結局、増額補正が1億8,400万ということで、うれしい悲鳴じゃないかなと思っております。

また新宮町におきましても、7月スタートで2,000万円の寄附見込みがですね、1億8,000万円の申し込みがあつておるということで、結局、合計2億円ということでございます。

新聞においては、昨年度までは、寄附金が80万円で、住民税控除額は4,000万円ということで、篠栗町から比べたらかなり控除額は多いということで、これはまたですね、福岡市は7,337万円の寄付額に、11倍以上となる8億4,600万円の税控除と、いうことですね、今後ふるさと納税は、2兆円市場に成長すると予測をされております。

それで、1,788自治体のうち、返礼品を活用した、ふるさと納税導入自体は1,100自治体に今なつておるということで、ふるさと納税の戦国時代の様相を示しておると言われております。

それですね、やっぱりここは、戦国時代の様相ということで考えればですね、先ほど新宮ではありませんが、なにもしなければですね、やられっぱなしになると、いうことですね、このような状況をですね、三浦町長、どういう感

想を持って、こういう記事を見ておられるかということ、意見を伺いたいと思いますが。

○副議長（阿高 紀幸） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいま、各自治体での寄付金総額、あるいは市町民税の税控除額等々についての御説明がございました。

まさにおっしゃられるとおり、取り組みしないってことはゼロベースで終わるかというところではなくて、どんどんどんどん、私どもの町民税が減っていくという、本当の意味でのっていうか、当初スタートしたふるさと納税という、ふるさと寄附金制度の趣旨からだんだんだんだん変化してきまして、珍しいものを各自治体が提供することで、一つの、いわゆるネット上の市場になっている、まさに今議員がおっしゃったような状況になっているわけですので、そのことは十分私どもも理解した上で、まずは、税控除額を寄附金総額が、上回るような取り組みにしていけないことには、プラスに転じないわけですので、まずは第1段階そこ、そして、先ほど成功事例をいろいろお話がありましたように、各自治体各全国町以外の各地の方々が「こういうものがあるね。」とこぞってお求めになられるような、そういう制度の充実を図っていけるよう努力してまいりたいと思います。

○副議長（阿高 紀幸） はい、大楠議員。

○議員（大楠 英志） 今、町長は、何とかふるさと納税の寄附額が上回るように、頑張りたいということでございます。ぜひよろしく願いいたします。

こういうふるさと納税のですね、こういった新聞記事とか、話題を聞きますと、どこの自治体もですね、厳しい財源で、財政が厳しい中ですね、ふるさと納税で、何とかこの財源を確保して、なかなか行き届かない住民福祉の思いを届けたいと、そういう気持ちで頑張っておられるのではないかなと思っております。

私も、この寄附の額というよりもですね、この制度によって、地域の農家とか商店、工場等も含むと思いますが、そういうことで、活性化といいますかね、そういう品物とかをおさめられてですね、地域が活性化するのが1番ではないかなと私はもうそれが、1番願いで、何回もこの質問をしておるわけですので。

それでですね、三浦町長は、4期目の選挙をですね、無投票で、当選されました。本当に遅くなりましたが、まことにめでとうございます。

篠栗町自立宣言を掲げられまして、そのポイントは、地方創生、対話のまちづくりの推進と、町長は言われております。

それで、このふるさと納税の充実はまさに、地方創生であり、地域住民との対話

の中で、これを広げていくと、いうこのまちづくりにマッチしていると考えております。最後に、町長の所感を尋ねます。

○副議長（阿高 紀幸） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 繰り返しになりますが、私も議員と同様の意見でございますので、今後、ふるさと納税につきましても、まずは、税控除額を上回るように、そしてまたさらに寄付額も上回るように努力してまいりたいと思います。

○副議長（阿高 紀幸） はい、大楠議員。

○議員（大楠 英志） この平戸市ではですね、K君といいますか、そういう方がおられて、かなりこれ、このふるさと納税に熱心に取り組まれ、聞くところによりますと、今はですね、東京のほうにいて、あちこちの自治体に、この件に関する講演に飛び回ってあるということで、やはり専従とは言いませんが、これにかなり、浸かって仕事をしてもらわないとですね、これふるさと納税の道は開けないと思いますので、その辺、今、すばらしい、役場職員の中には、職員もいっぱいおられると思いますので、ひとつそういう人材を掘り出していただいて、起用していただきたいということを要望いたしまして、質問を終わります。

○副議長（阿高 紀幸） はい。

次の質問中に参ります。9番、村瀬敬太郎議員。

○議員（村瀬 敬太郎） はい。

質問順位9番、議席番号5番、村瀬敬太郎でございます。

午後からの質問は、初めてでございます。私の質問が終われば、今日の日程も終わりということですのでですね、最後までよろしく願いをいたします。

本日は、庁舎被災時の業務継続計画を形にしてはというテーマで質問をいたします。

近年、全国各地で自然災害が発生しておりますが、4月14日に発生いたしました平成28年、熊本地震では、いまだ余震も続いており、一刻も早い復興を願うばかりでございます。

内閣府は、防災基本計画の中で、業務継続計画、略してBCPと申しますが、この策定を全国の自治体に求めております。

業務継続計画とは、災害時に、行政自らも被災し、人・物・情報など、利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務、非常時優先業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画でありまして、災害からの早期復旧や、被災者支援の中核となる

計画の一つであります。

熊本地震では、庁舎への被害で、行政機能に深刻な影響が出た自治体もあり、この業務継続計画の有無が、その後の情報収集や被災者対応などへの差となって出ており、震災のみならず、以前なら想定外と言われた災害を想定せざるを得ない今、計画策定は急務と思われまます。

今年10月28日に発表された、総務省消防庁の調査結果では、今年度初めの時点で、我が町での策定はなく、平成30年度以降に策定予定とされております。

毎年行われている庁舎内での、防災訓練など熱心な取り組み、また、その評価の高さからすると、残念な気がいたします。

業務継続計画の構成要件の一部は、また大半かもしれませんが、篠栗町地域防災計画の中に書かれておりますが、さらに充実させ、独立して整備する意義は十分にあると思われまます。

町長の見解を伺いたいと思います。

○副議長（阿高 紀幸） はい、ただいまの質問に対して、三浦町長、答弁をお願いします。

三浦町長。

○町長（三浦 正） はい。

村瀬議員の「業務継続計画について」の御質問にお答えいたします。

業務継続計画は大規模な災害時であっても、早期に応急対策業務や復旧復興業務はもとより、通常業務を適切に行うための、各自治体が独自に定める計画でございます。町の防災対策を定めた篠栗町地域防災計画を補完するものでございます。

篠栗町の防災にとって大変重要な御質問でございますので、詳細な答弁につきましては、まず総務課長から申し述べさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○副議長（阿高 紀幸） 大塚総務課長。

○総務課長（大塚 哲雄） はい。

それでは、村瀬議員の御質問にお答えをいたします。

御指摘の、10月28日に発表された調査につきましては、本年4月の時点によるもので、当時は、未着手、未策定でありましたので、その旨を総務省に対し報告いたしましたところでございます。

その後、改定作業を進めております地域防災計画に合わせて、当該計画の策定に向け、内部で検討始めたところでございます。

この業務継続計画には定めるべき重要項目として、次の6点が内閣府から示されております。

まず1点が、町長不在時の代行順位等、2点目が、役場が使用できない場合の代替施設の特典、3番目が電気・水・食料等の確保、4番目が、災害時の通信手段の確保、5番目が重要な行政データのバックアップ、6番目が非常時優先業務の整理でございます。

これら項目の大半については、既に篠栗町地域防災計画を初めとする各種計画において、定めるとともに、それぞれに対策を講じているところであります。

しかしながら、6番目の非常時優先業務の整理につきましては、詳細に関して、未着手の状態であり、近年、災害が頻発していることを考えますと、早期に整理することが望まれるところでございます。

また、非常時優先業務の整理は、業務継続計画の策定を進める上において、極めて重要な要素となる部分であります。

非常時優先業務の整理とは、災害時における、応急対応や復旧・復興などの業務と、災害時にあっても優先して実施すべき通常業務に関して、優先順位を時系列で明らかにするとともに、実施する上で必要な人員や資源確保について整理することです。

これにより、行政が機能不全になることを避けるとともに、早期により多くの業務を実施できるようになることを目的とするものであります。

また、みずからも被災者である職員の、睡眠や休憩・帰宅などの、安全衛生面の配慮も期待できるものでございます。

今後、当該計画の策定を進めるに当たり、御指摘のように、独立した計画として策定する意義は、災害発生時に、業務量が急激に増加し混乱することを想定しますと、十分にあると思われま。

住民の生命・財産を災害から守り、また生活の維持を図るための計画と位置づけ、できるだけ早期に策定できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（阿高 紀幸） はい、村瀬議員。

○議員（村瀬 敬太郎） 今、できるだけ早期にというお話があったわけですが、この消防庁の発表の資料ではですね、策定期間を平成30年以降とされているわけで、具体的に決まっているわけではないというところですが、これからですね、いつごろを大体想定して、策定を目指しておられるかという、そのいつ頃かというの

わかりましたら、お答えを頂きたいと思います。

○副議長（阿高 紀幸） はい。

大塚課長。

○総務課長（大塚 哲雄） はい、先ほど、答弁で申しましたけども、今、地域防災計画のほうの改定作業を進めております。

それに合わせてですね、必要な部分を策定する中で、合わせて進めていく状況で、個別にこれの検討につきましては、その以後の事項でできるだけ早急に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です

○副議長（阿高 紀幸） はい、村瀬議員。

○議員（村瀬 敬太郎） はい。わかりました。

業務継続計画とですね、庁舎の安全性というのは、大きな関連性があると思っております。

そこでですね、業務継続計画というのは、庁舎の被災を想定するものでございますが、我が町の庁舎も、構造耐震指標というもの、I S値といいますか、一般に安全であると言われている基準の0.6を下回っているということが、報告をされております。

建て替え、もしくは補強が必要になろうというところですが、今後の計画とかですね、流れなど、いつごろまでに何をするかとかいうものが、わかっておるものがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○副議長（阿高 紀幸） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 庁舎の建て替えにつきましては、以前も一般質問の中で、あるいは予算の連合審査の中でも、議員の皆様方から、ただいま御指摘のように建て替え、あるいは、大型耐震補強が必要なのではないかと、という御指摘もいただいております。私どもも、庁舎内において、その検討を進めるということを申した記憶があります。

11月30日以降、この期のスタートに当たりまして、まず係長レベルで、建て替え、あるいは大型補強を、どういう手法で、どのような流れで、進めていったらいいか、庁舎内で、将来1番使う期間が長いといいたいまいしょうか、将来管理職になっていく職員に、「まずたたき台をつくれ」ということで指示したところでございます。それについては、予算のことも含めて、今後、検討するというところで、担当課、係長会から、内々の報告を受けておりますが、その報告が大体3月まで、来年の3

月までで一定の報告をいただくとお思います。

それに向けて、庁舎内で、その全体でどうしたらいいかっていうことを再度検討していきながら、しかるべき、私ども役場の立場としての考えが固まったところで、幾つかの選択肢を議会の皆様にもお示しし、そしてまた住民の皆様方にもお伝えして協議に入っていただきながら、あるべき姿を考えてまいりたいと思っております。

まああの、相当の期間を考えながら、進めていくということで、「じゃあ来年こうします。再来年こうします。」ということをお示しすることではございませんけれども、順を追って、しっかり代替案を、代替案といいましょうか、将来の庁舎のあり方について、議会の皆様方と御相談しながら、方向性を定めていきたいと考えているところでございます。

○副議長（阿高 紀幸） はい、村瀬議員。

○議員（村瀬 敬太郎） はい。もう既に検討を始めておられるというところで、安心をいたしました。

業務継続計画、元に戻りまして業務継続計画というのは、やっぱりこう、災害が起きまして、住民の方がですね、被災された、その中で例えば、居住の確認ができないであるとかですね、罹災の証明が出ないなど、そういうことを、いわば住民の二次被害といいますかね、そういったものを防止する、役割があると思われまので、要望ですけども、できるだけ早期にですね、策定をしていただきますように、お願いしてまいりたいと思っております。

○副議長（阿高 紀幸） はい。

散会する前に横山議員からの一般質問の中で、_____という文言について、三浦町長より、後援会が発信する文言についての一般質問は、ふさわしくないのではないだろうかという意義が申しあげられました。

私も、議長の代理として、副議長としてですね、十分な精査をしなければならなかったんですけど、私の不徳の致すところでございます。

それにつきましてですね、横山議員と話し合った結果、_____についての文言を削除したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

今後この様なことがないように、議会事務局と慎重に、精査をしていきたいと思っております。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで散会といたします。

散会 午後 1 時 3 8 分

平成28年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月16日(採決)

平成28年 第4回 定例会 会議録

日時 平成28年12月16日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
4番	山 田 眞 士	5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志		
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

9番 阿 部 寛 治

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	城 戸 清 壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	城 戸 安 行
まちづくり課長	松 田 秀 幹	税 務 課 長	山 口 茂 幸
収 納 課 長	久 芳 良 行	住 民 課 長	村 嶋 茂 則
健 康 課 長	村 瀬 修	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	黒 瀬 英 三	都 市 整 備 課 長	三 明 祐 治
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	村 瀬 治 邦

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	松 岡 秀 策
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○副議長(阿高 紀幸) おはようございます。

本日は、阿部 寛治 議長が病気入院中で欠席のため、地方自治法106条1項により、私、副議長 阿高 紀幸が議長を務めさせていただきます。

なお、定足数に達していますので、開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、12月12日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、一部文言及び字句等の訂正を行っております。

ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載しております議事日程のとおりでございます。

では、日程に従い議事を進めます。

日程第1、第3回定例議会で継続審査議案であった、議案第46号「篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第46号「篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗町下水道使用料の増収を図り、経営を安定させるため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、下水道使用料の額を定める別表を改定するものであります。

改定する額は、基本使用料10立方メートルまでについて「1,048円を1,200円」に、従量使用料についても約14%をそれぞれ増額改定するものであります。

附則の経過処置といたしまして、施行前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものとしております。

本議案は、平成28年第3回篠栗町議会定例会において付託され審議しましたが、下水道使用料改定住民説明会への参加者が少なく、住民への説明責任が不十分であるということから継続審査といたしました。

第3回定例議会終了後、全戸回覧をはじめ、再度広報・ホームページなので開催

の案内をしたことで住民への周知を徹底し、説明責任を果たしたと認めました。

なお、この条例は、平成29年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長(阿高 紀幸) ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんでしょうか。

ないようですので討論を終結し、直ちに、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第63号「篠栗町農業委員会の委員及び篠栗町農地利用最適化推進委員定数条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第63号「篠栗町農業委員会の委員及び篠栗町農地利用最適化推進委員定数条例の制定について」

本議案は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号の改正により、農業委員の選出方法が変更になったこと、また、耕作放棄地の発生防止及び担い手への農地集積を進めるための農地利用最適化推進委員の新設が定められたことから、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

本条例では、農業委員会の委員の定数を現行と同じく12とすること、新たに設置する農地利用最適化推進委員の定数を2とすることが定められています。

また、本条例の附則において、「篠栗町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例」の廃止と新設の農地利用最適化推進委員の報酬額を定めるために「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正が行われます。

審査の中で、農家の高齢化が進んでおり、担い手対策として企業の進出も含めて検討すること、農地の集約・集積を進めることなどの要望が出されました。

なお、本条例の施行は、現農業委員会の委員の任期満了の日(平成29年7月19日)の翌日からとなっております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長(阿高 紀幸) ただいま委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんでしょうか。

討論なしと認めます。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第63号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第64号「篠栗町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第64号「篠栗町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、地方公共団体が所有する強制執行権がない債権が滞納となった場合に、その相手方に対し訴訟を起こすには、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定による議会の議決を得る必要があるため、滞納者への円滑な対応と徴収体制の強化を図るため、同法第180条第1項の規定により、篠栗町長の専決処分事項の指定に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、町長が専決処分にすることができる事項のうち、篠栗町債権

管理条例第2条第5号及び第6号に規定する債権に係る、和解、調停並びに訴訟に関する価格を、近隣の市町村の状況、今後の情勢を鑑みて300万円以下とするものです。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長(阿高 紀幸) ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんでしょうか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第64号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第65号「篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(阿高 紀幸) 報告いたします。

議案第65号「篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、地方税等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)等が平成28年3月31日に公布され、そのうちの一部が平成29年1月1日から施行されることに伴い、篠栗町税条例及び篠栗町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要性が生じたため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、軽自動車税について、従来身体障害者に対して実施されてきた税の減免措置を生活保護受給者に対しても適用すること、及び住民税の医療費控除の特例として、スイッチOTC薬控除を創設するものであります。

この医療費控除は、平成30年の申告から適用されますが、従来の医療費控除と

の重複申告ができないこととなっております。

審査の中で、スイッチO T C薬については、平成29年1月1日以後の領収書が対象となるため、早急に十分な周知を図るべきという要望が出されました。

なお、この条例は、平成29年1月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長(阿高 紀幸) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんでしょうか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第65号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第66号「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第66号「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)が、平成29年1月1日から施行されることに伴い、所要の規定を整備する必要が生じたため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、地方税も日台民間租税取決めに規定された内容の実施に関する国税の取り扱いに準じて課税するものです。

なお、本条例は、平成29年1月1日から施行します。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長(阿高 紀幸) ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第67号「篠栗町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第67号「篠栗町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)に関連する制度改正に対して、柔軟に対応することを可能とするため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の概要としては、本条例中の「別表第2」を「規則で定める」に改めるもので、内容については入園料及び利用料を保護者・児童の不利益にならないよう、国の制度改正に柔軟に対応していくものであり、加えて利用料の多子軽減拡大を定めるものです。

なお、この条例は、平成29年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長(阿高 紀幸) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第68号「北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組合規約の一部変更に関する協議について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第68号「北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組合規約の一部変更に関する協議について」

本議案は、平成29年4月1日から新宮町相島地区を北筑昇華苑組合の共同処理する事務の処理区域とすることに伴い、北筑昇華苑組合の共同処理する事務を変更し、北筑昇華苑組合規約を変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第290条の規定により議会の議決を求められたものであります。

変更の内容は、新宮町相島地区を北筑昇華苑組合区域に加え、分担金の基礎となる構成市町の国勢調査人口に新宮町相島地区人口を加えるものです。

なお、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定により、県知事の許可を受けた後、平成29年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長(阿高 紀幸) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第68号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第69号「平成28年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
村瀬委員長。

○予算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第69号「平成28年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5億6,047万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ100億9,047万6,000円とするものです。

歳入の主なものは、国庫支出金2億4,379万2,000円、県支出金2,463万1,000円、地方交付税1億8,954万9,000円、町債1億250万円をそれぞれ増額補正するものです。

歳出の主なものは、総務費において3億4,406万4,000円、民生費において1億9,881万4,000円、衛生費において485万5,000円、農林水産業費において386万3,000円、教育費において560万4,000円、災害復旧費において327万2,000円をそれぞれ増額補正するものです。

また、歳入では、総務費の一般管理費及び情報システム管理費、災害復旧費において財源更正を行っております。

次に、継続費において、篠栗駅東側自由通路整備事業費を総額10億2,381万8,000円とするものです。

債務負担行為においては、限度額の総額を9,624万5,000円追加しております。

地方債においては、限度額の総額を1億250万円追加しております。

審査の中で、篠栗駅東側自由通路について、「将来計画を具体的に示すべきでは」との質疑に、執行部から「議会等の要望等を踏まえ、今後の計画について、JRとの協議を進め逐次報告する」との回答がありました。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長(阿高 紀幸) ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

はい、荒牧 泰範 議員。

○議員(荒牧 泰範) 反対の討論からよろしいでしょうか。

○副議長(阿高 紀幸) はい、反対の討論をどうぞ。

○議員(荒牧 泰範) 議席番号12番、荒牧でございます。

本議案に反対の意見を述べます。

この補正予算中、篠栗駅東側の跨線橋の予算及び継続費について問題があると考え、その他の予算については適正と思いますが、条件つき賛成はできませんので、本議案に反対いたします。

その理由は、まず、本件の当初計画では、役場庁舎、立体駐車場、クリエイト篠栗やオアシス篠栗を結ぶ町の基幹道路とする旨の説明でしたが、構造上それがかなわなくなり、単なる歩道橋となったこと。

次に、予算が当初計画時のお話から比べ倍を遥かに超え、3倍近い額に膨れ上がったこと。

そして、当初計画とは異なる環境となったこと。

これは、熊本・大分の大震災で庁舎が機能しなくなった自治体があり、改めて庁舎の安全性が問われ、本町の役場の耐震強度に問題があることがわかり、移転を含め、早急に対応する必要が生じており、そちらを優先すべきと考えるからです。

加えて、篠栗駅の橋上化がなされていない今、朝の慌ただしい時間に車で送られる方は駅正面に送られ、北側ロータリーを殆ど使われないと思われれます。

以上の理由から、歩道橋に10億を超える予算に、_____を投入することに反対いたします。

終わります。

○副議長(阿高 紀幸) 続きまして、賛成討論はございませんでしょうか。

松田 國守 議員。

○議員(松田 國守) 平成25年以来、住民の要望、或いは、議会の要望や指摘、これらを受けての設計となっております。

また、将来の橋上化を盛り込んだ設計となっておりますし、大幅な増額ですけど、より充実した計画となっております。

町長も予算特別委員会の質疑に対しての要望に応えるべく姿勢であります。

そうしたことから、住民の従前からの念願である夢の自由通路でございます。

取りかかりが遅くなると完成も大幅に遅れる。

そうしたことによって、賛成いたします。

賛成討論を終わります。

○副議長(阿高 紀幸) 次に、反対討論はございませんでしょうか。

なしと認めます。

次に、賛成討論はございませんでしょうか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第69号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第70号「平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第70号「平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について」

本議案は、平成28年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に歳入歳出それぞれ317万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億37万5,000円とするものです。

歳入では、国庫補助金のうち普通調整交付金を5,436万8,000円増額、療養給付費交付金を700万円増額し、共同事業交付金を5,820万円減額するものです。

歳出では、退職被保険者等高額療養費を700万円増額、高額医療費共同事業医療費拠出金を2,133万6,000円増額し、保険財政共同安定化事業拠出金を2,516万8,000円減額するものであります。

債務負担行為において、平成29年度のレセプト点検業務委託の限度額を356万4,000円としております。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

報告を終わります。

○副議長（阿高 紀幸） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第71号「平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第71号「平成28年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第3号）について」

本議案は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、それぞれ篠栗町統合型GIS構築・運用業務委託、平成29年度から平成34年度までの期間、限度額1,291万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長（阿高 紀幸） ただいま委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第72号「平成28年度篠栗町水道事業会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
村瀬委員長。

○予算特別委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第72号「平成28年度篠栗町水道事業会計補正予算（第4号）について」

本議案は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、それぞれ篠栗町統合型GIS構築・運用業務委託、平成29年度から平成34年度までの期間、限度額1,147万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○副議長（阿高 紀幸） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんでしょうか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、選挙案第2号「福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙」を行います。

選挙案第2号を事務局長に朗読させます。

佐伯事務局長。

○事務局長（佐伯 和久） 朗読します。

選挙案第2号「福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙について」

福岡県介護保険広域連合規約第8条の規定により、広域連合の議会議員1名の選挙を求める。

平成28年12月8日提出、篠栗町議会議長 阿部 寛治

[提案理由]

組合議会議員 三浦 正 氏の任期満了によるためであります。

以上です。

○副議長（阿高 紀幸） お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんでしょうか。

異議なしと認めます。

従いまして、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに異議ございませんでしょうか。

異議なしと認めます。

従いまして、議長から指名をいたします。

福岡県介護保険広域連合議会議員に、三浦 正 氏を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長が指名いたしました、三浦 正 氏を福岡県介護保険広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんでしょうか。

異議なしと認めます。

従いまして、ただいま指名いたしました、三浦 正 氏が福岡県介護保険広域連合議会議員に当選されました。

それでは、ただいま当選されました篠栗町選出の広域連合議会議員の住所、氏名、生年月日を申し上げます。

住所 糟屋郡篠栗町大字尾仲 3 8 番地

氏名 三浦 正

生年月日 昭和 2 9 年 8 月 2 1 日

以上でございます。

日程第 1 3、意見書案第 1 号、「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」を議題といたします。

本案は、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

お諮りします。

意見書案第 1 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

異議なしと認めます。

よって、意見書案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 4、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、各常任委員会から会議規則第 7 5 条の規定により、タブレットに掲載の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。

総務建設、文教厚生、両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんでしょうか。

異議なしと認めます。

よって、総務建設、文教厚生、両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

ここで、タブレットにメール送信しておりました各常任委員会の閉会中の調査の結果については、質疑等があれば受けたいと思いますが、質疑はありませんでしょうか。

ないようですので、質疑を終わります。

次に、お諮りします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第 4 5 条の規定により、議長に委託していただきたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、町長、何か発言することがありましたら許可をいたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 平成28年第4回定例会の閉会にあたりご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

継続審議となっておりました篠栗町下水道条例の一部を改正する条例の制定をはじめ、条例の制定6件、北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組合規約の一部変更に関する協議について1件、平成28年度補正予算4件、上程いたしました11件の議案全てにつきまして、可決いただきましたことに感謝申し上げます。

14日の予算特別委員会の平成28年度一般会計補正予算(第4号)の審議において、執行部から提案の篠栗駅東側自由通路整備事業に係る平成28年度補正予算3億4,400万円余、平成31年度までの約10億2,300万円の継続費の審議において、篠栗駅橋上化を将来ビジョンとして明確にした上での今回の自由通路建設であることを示すべきではないかとのご意見をいただきました。

今回の自由通路は、設計当初から、将来の駅橋上化を想定しつつ組み立てておりましたが、JR九州との交渉もこれからであることから、橋上化については明確にしておりませんでした。

今回の補正予算委員会での質疑を受けて、今後、篠栗駅橋上化についても、具体的な意思表示を示して、篠栗駅東側自由通路建設が、その第1ステップであることを町民の皆様にお知らせし、更に夢のある事業であることをお示しすることといたしました。

今後、篠栗北地区産業団地事業とあわせて広報ささぐりで特集を組むことにしておりますが、その際、駅橋上化についても明記したいと考えております。

なお、先ほどの反対討論の中で、_____を10億以上使うとのご意見がありましたが、これは誤った認識でありまして、国の社会資本整備交付金を約45%導入することは既に決定済みでございます。

これは、前国土交通大臣政務官でありました地元の国会議員の先生のお力で、他の自治体では約15%程度という交付金の配分が限度でございましたが、精一杯の

対応をいただいていることを申し添えておきます。

私は、この4年間の大きな柱に、対話すなわち討論を大事にしてまちづくりを行いたいと、就任の挨拶でも申し上げました。

が、今定例会を通して、議会での質疑、討論、議員の皆様との対話の重要性を改めて認識いたしました。

篠栗町の将来へのまちづくりという大きな夢の実現に向かって進むとき、執行部で練って作り上げた素案だからと押し通すのではなく、議会の場で町民の皆様からの付託を受けた議員各位のご意見を慎重に承り、また、執行部としても丁寧に説明し、討論を深めてよりよい事業計画の実現を目指していくことこそ、大変重要であると再認識した次第でございます。

今後、本件の篠栗駅東側自由通路整備事業、また、篠栗北地区産業団地事業、そして、今回全員協議会でご説明いたしました、篠栗町住居表示の変更等、町民の皆様のご意見を広くお聞きして進めていかなければならない事案が山積しております。

今後とも、篠栗町発展のための車の両輪としてお支えいただければありがたいと願っております。

何とぞよろしく願いいたします。

さて、篠栗小校区づくり実行委員会が平成28年度地域学校協働活動推進に係る文部科学大臣表彰を受けました。

去る12月8日に文部科学省東別館で表彰式があり、代表の十時委員長が直接表彰をお受けになりました。

全国135団体が表彰され、福岡県では、篠栗をはじめ3団体が表彰されたものでございます。

今回の表彰は、篠栗小校区づくり実行委員会が、平成18年度から子どもたちのために、さまざまな活動発展的に積み重ねて、地域の大きな活動の輪に広げていることが、他の模範となると認められたことによる表彰でございます。

篠栗町にとりまして大変誇らしいことでございます。

今後とも、篠栗小校区づくり実行委員会の発展を願うと同時に、頑張っている篠栗町内の他の校区の校区づくり委員会の励みにもなると思っております。

今後とも、それぞれの校区づくりの会の活動に期待したいものでございます。

最後に、今後とも町職員一丸となって、諸案件の解決と「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の完遂を目指して努力して参る所存でございますので、議員の皆様におかれましては、引き続き、ご指導、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

す。

今年も残すところあと2週間余りでございます。

どうぞ来年も皆様にとってよい年となりますよう祈念申し上げまして、篠栗町議会平成28年第4回定例会の閉会の挨拶といたします。

長期間のご審議、どうもありがとうございました。

そして、今年1年どうもありがとうございました。

終わります。

○副議長（阿高 紀幸） 本日の会議を閉じます。

これもちまして、平成28年第4回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時50分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会副議長

阿高 紀幸

篠栗町議会議員

栗須 信治

篠栗町議会議員

田辺 弘之
